

一般会計予算決算常任委員会記録

平成28年7月5日

【開催日】 平成28年7月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時45分～午後5時31分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	小野 泰
委員	岡山 明	委員	河野 朋子
委員	笹木 慶之	委員	下瀬 俊夫
委員	中村 博行	委員	松尾 数則
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	河崎 平男	議員	杉本 保喜
議員	中島 好人	議員	長谷川 知司
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【執行部出席者】

総合政策部長	川地 諭	財政課長	篠原 正裕
財政課主査兼財政係長	山本 玄	企画課長	河口 修司
企画課長補佐	河田 圭司	企画課主査	杉山 洋子
教育長	江澤 正思	教育部長	尾山 邦彦
教育総務課長	古谷 昌章	教育総務課主査	森重 豊浩
教育総務課学校施設係長	池田 哲也	社会教育課長	和西 禎行
社会教育課主査	臼井 謙治		

【事務局出席者】

局長	中村 聡	局次長	清水 保
----	------	-----	------

【審査事項】

- 1 議案第61号 平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）
について

伊藤實委員長 それでは、一般会計予算決算常任委員会を開催します。議案第61号平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について審査を行います。それでは執行部の説明を求めます。

篠原財政課長 議案第61号山陽小野田市一般会計補正予算第3回について、総括的な説明をします。今回の補正は、埴生支所、埴生公民館に加え、児童クラブ機能を集約した複合施設整備事業に係る案件の補正です。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,228万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288億3,852万1,000円とするものです。また、地方債の追加をしています。次に2ページ、3ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入として、18款繰入金、21款市債において、補正額を計上しています。また、歳出として10款総務費において補正額を計上しています。第2表地方債補正として埴生地区複合施設整備事業債を追加しています。以上、総括的な内容について説明しました。続いて4ページからの事項別明細書において、まず歳入の一般財源について財政課から説明し、その他の歳入については歳出の説明に併せて担当課が説明します。6、7ページ、18款1項1目1節の財政調整基金繰入金808万5,000円の増額については、今回の補正に係る財源調整により計上しています。これにより、財政調整基金の予算上の残高は34億7,558万1,000円となります。

川地総合政策部長 まず、事業内容の説明の前に、市として埴生地区複合施設整備事業を補正予算に計上の上、提出した経緯等について説明します。本事業については、平成28年度当初予算案に計上し、議会の審議を仰ぎましたが、審議の中で埴生地区の大切な交流拠点としての本複合施設整備の必要性は十分理解していただいているところですが、「場所決定における市民合意の捉え方」、「学校に隣接することに伴う児童の通行の安全性」、「将来を見据えたまちづくり」の観点から、調査が必要ということで、事務費のみの修正可決となりました。その後、市議会において、現地視察とともに財源、児童の安全性などについて調査されるとともに、市民懇談会の開催などを経て、去る6月9日に総務文教常任委員長が所管事務調査報告を行われたところです。この間、市としては、本複合施設の整備事業において、市議会から指摘のあった点について再確認を行っています。まず「市民合意の捉え方」ですが、本複合施設の事業推進に当たり、市民合意の形成が重要であることは市も委員の皆様も一致す

るところですが、合意を得るための手法について、委員から意見が多々あったところです。また、意見交換会などにおいても地元の方も様々な意見をお持ちでした。こうした中、意見交換会を通じて一定の方向性を探っていくことに努め、必要に応じて修正を加えながら協議した結果、市としては、おおむねの合意を得たと考えています。この合意形成の作業の積み重ねにより、新しい施設への住民の理解が図られ、施設の有効利用の気運が高まり、地域住民にとって末永く愛される公共施設になるものと考えています。次に「学校に隣接することに伴う児童の通行の安全性」ですが、委員の指摘を踏まえ、中学校の進入道路幅の拡大による歩道の確保及び車道との区分等を行うこととしています。詳細については、後ほど教育委員会から説明があります。3点目の「埴生の将来のまちづくり」です。第一次総合計画及び都市計画マスタープランで示されているとおり、埴生地区においては、地域交流拠点をJR埴生駅から埴生市街地周辺とし、生活関連施設等の誘導を図り、地域生活拠点の形成を目指すこととしています。また、レクリエーション施設、レジャー施設等の充実や地産地消の推進等を行うこととしています。この点については、財政状況が厳しい中で、合併後、市民生活の利便性と安心安全のまちづくりに直結する市道整備や前場川の高潮対策事業などを優先して取り組んできているため、都市計画マスタープランに掲げる事業推進を実現できていない状況にあることは否めません。今後、第一次のプランのうち未達成となるものについては、基本的には第二次に引き継ぐことを考えています。また、青年の家の活用については、今後はレクリエーション拠点として、整備を図っていきたいと考えています。体育館、運動広場及びテニスコートは、必要な修繕を行いながら、スポーツ施設として引き続き活用していただき、入場ゲートは平成29年度に解体を行うことを計画しています。研修棟、天文館、プール、食堂については解体の上、若者層が集うような施設を必要とするスポーツ種目について、今後検討を重ねていきます。なお、解体、整備の時期は糸根公園との一体的な整備を含め、平成32年度以降で検討していきます。また、「花の海」との連携も、今後の参考とさせていただきたいと考えております。これらの3点について、再確認した上で、埴生小中学校整備事業の着手による本複合施設整備事業との関連性について確認を行っています。まず、近年、学校と地域の連携が強く叫ばれている中、本複合施設と埴生小中学校が隣接することで地域の交流が一層密になり、多くの教育上のメリット及び地域の活性化が期待できます。また、小学校の整備により児童クラブ室の建設が学校内又は学校の近くに必要となりますが、児童クラブ室が隣接することにより利便性が高まり、かつ、本複合施設内へ

の設置により財政効果も発揮されます。このように埴生小中学校整備事業の推進に合わせて、隣接地に本複合施設を建設することにより、両施設の連携が強化され、ここを拠点に教育の充実、地域の発展が図られるとともに財政効果の創出につながるものと考えています。さらに合併特例債の活用を含めた財政の健全性の観点から確認を行っています。本複合施設事業については、現計画で建設までに4年、解体等を含めると5年もの期間を要し、事業費として約8億600万円もの費用を必要とする大型建設事業です。特定財源としては国県の補助金として、防衛省の民生安定施設補助金及び厚生労働省と山口県の児童クラブ施設補助金の積極的な活用努めることとしていますが、額としては約7,700万円の見込みしかないため、多額の一般財源を要することになります。そのため、財政の健全性の確保の点から、合併特例債の有効活用を計画しています。本市では合併特例債発行可能額である158億3,000万円を活用年限である平成31年度までに全額活用する計画としています。そして、平成31年度までの財政計画を立てる中で、埴生地区複合施設整備事業における活用額を5億1,000万円としています。埴生地区複合施設については、本来、合併特例債を有効活用すべき事業として、これまで取り組んできた経緯があり、本複合施設整備のためには、先ほど説明した財源構成で進めていくことが財政運営上、計画的であり、効果的であると考えています。なお、本複合施設の整備は埴生地域を中心としたものですが、財政の健全性の確保については、市民負担の軽減にもつながることから、地域性のみならず全市的な観点からの検討も重要であると考えています。一方で、合併特例債を他の計画事業に振り替え、本複合施設による再整備については合併特例債を活用しないことも考えられます。この場合、通常の地方債を活用中での整備になりますので、財政上の効果も少ないため、事業規模について慎重な検討を要します。また、整備スケジュールにおいても、今後財政状況が厳しくなることが予想されることや他の合併特例債事業を平成31年度までに集中して行う必要があることなど事業の優先性などを勘案しますと、計画性を持った事業としての位置付けが不透明となる恐れがあります。以上の検討に加え、去る6月9日の総務文教常任委員長による報告のありました所管事務調査内容を真摯に受け止め、検討させていただきました。各委員においては、多様なお考えをお持ちの中、市としては、調査の結果、埴生小中学校に通学する児童、生徒の安全性の確保についてはほぼ理解を得られたと捉えています。また、建設場所については一定の理解をいただけたのではないかと考えています。なお、建設場所について、現在の埴生公民館での建替えはどうかという意見がありましたが、市としては、

進入路が狭く、現地の面積も狭いと考えており、用地の購入が仮に適切に行えたとしても、事前の家屋調査や現施設の解体、仮設事務所の設置などを要することが想定されます。さらに相応分の駐車場台数の確保や消防分団車庫の併設についても検討を要することなどから、総合的に判断して、合併特例債を活用した現地建替は、スケジュール的に困難であると考えています。また、水害の関係ですが、公民館機能を持つ本複合施設は、災害時の被災後に一定期間生活することとなる避難所としての利用が想定されます。青年の家の場所は、地元住民の方の浸水被害に対する根強い不安、恐怖心があることや他の建設場所も検討できることなどから、青年の家の場所に避難所となる可能性のある施設を建てるのは適当でない判断をしています。さらに、これまでの一般質問のやり取りを踏まえ、最終的に本複合施設整備の取扱いについて検討をしたところです。その結果、市としては、埴生中学校隣接地に埴生支所、埴生公民館、児童クラブ室からなる複合施設を整備することが最も望ましいという結論に至りました。様々な意見はあろうかと思いますが、埴生地区の地域交流拠点として、本複合施設を早期に整備し、埴生地域の子供から高齢者までの多世代が施設を積極的に利用されることにより、埴生地域全体の発展につながることを期待して、市長が現時点での整備着手を意思決定したものです。また、事業の推進に当たり合併特例債の活用が有利との点から、後ほど教育委員会がスケジュールを説明しますが、合併特例債の活用期限である平成31年度末までの竣工を要することや埴生小中学校の整備に係る基本設計を行う時期を迎えているため、両施設整備に係る事業決定の判断に時間的余裕がないことを考えますと、7月に着工するスケジュールがぎりぎりの時期であるとの判断の下、本件事業に係る補正予算案を提出させていただいた次第です。

古谷教育総務課長 教育総務課から「学校に隣接することに伴う児童の通行の安全性」について説明します。資料1ページと2ページ、この資料は5月17日に総務文教委員会でお配りした資料です。資料1は現在の埴生中学校の進入路の写真ですが、埴生中学校前の国道からの進入路は西側及び東側には植栽がされており、西側、東側の植栽部分を含む道幅は入口付近で11.4m、中ほどで9.7m、校門付近で9.2mと、校門に近づくにつれ、少しずつ狭くなっています。資料2で左下に案を示していますが、この進入路の幅員を11.3mとする案としています。また、複合施設が建設された場合の駐車場の場所を中学校敷地の進入路を中心として、東側及び西側に配置される計画を説明していました。今回は更に変更しており、資料3ページ以降でその内容を説明します。資料3ペー

ジ、直進だった進入路を中ほどで西側へ若干曲げるように変更しています。この変更により、進入路に沿って設置された駐車場も敷地の有効活用が図られています。各駐車場にはフェンスを設置し、出入口を1か所にするようにしています。これが案1であり、駐車台数は複合施設内で16台、学校敷地内で88台となり全体で104台となっています。次に、資料4ページですが、案2として複合施設敷地内の西側駐車場と中学校敷地内のテニスコート西側の駐車場をスロープでつなぎ、2つの駐車場を一体化するものですが、車の通路と歩行者用のスロープを設けるものです。複合施設敷地と中学校敷地に高低差があるため、スロープにする必要があります。自動車用の通路は10分の1の勾配、歩行者用のスロープはバリアフリーの基準に基づき12分の1の勾配としています。スロープを設置するため、中学校敷地のテニスコート西側の駐車場は、案1に比べ駐車スペースが減ることになり、駐車可能台数は36台となり、9台の減少となっています。案1の場合は複合施設敷地の西側駐車場が満車の場合、一旦、進入路に出て、中学校敷地のテニスコート西側駐車場に入るようになりますが、案2の場合は複合施設敷地内の西側駐車場が満車の場合、左折して中学校敷地内のテニスコート西側の駐車場へ入ることとなります。なお、中学校敷地の西側駐車場の出入り口については、通常、ポール等で車の出入りを禁止しますが、休日など児童、生徒のいないときに複合施設で大きなイベント等が開催されたり、学校行事などで保護者が車で来校するなど、駐車場の利用が多いときは、ポールを取り払い、2か所から車が出られるようにしたいと考えています。次に、資料5ページ、左半分が案1の進入路付近を拡大したもの、右半分が案2の進入路付近を拡大したものになります。案1、案2とも新しい進入路は、中学校入口東側のり面を後退させ、新たな擁壁を作ります。複合施設の西側駐車場部分については、新たに作った擁壁の上部には自動車の転落防止のための車止めとフェンスを設置します。また、進入路西側のり面にも擁壁を作り、歩行者が農協側へ落下するのを防ぐためにフェンスを設置します。ガードパイプのイメージ図を参考にさせていただきたいと思いますが、通学する児童、生徒の安全を確保するために、歩道を車道より高くし、ガードパイプを設置し、車道と歩道を明確に区分します。進入路を上がってすぐ中学校敷地の西側及び東側各駐車場は、フェンスを設置し、児童、生徒の通路を自動車が横切る箇所を極力減らします。なお、本日示している案は、現段階での教育委員会の案であり、今後は既に設置されている建設委員会で協議される基本設計の中で設計事務所の専門家の意見を交え、駐車場の配置を含め、より具体的な検討を加え、児童、生徒の安全性の確保に最大限努力していきます。以上で

「学校に隣接することに伴う児童の通行の安全性」についての説明を終わります。

和西社会教育課長 引き続き、社会教育課から説明します。最初に予算について説明します。予算書8、9ページ、3月の当初予算の審議の際に計上した事業費の総額6,258万5,000円のうち、修正可決いただいた時間外勤務手当と消耗品費30万円を除いた6,228万5,000円を本議案で計上しています。28年度は大きく分けて、三つの業務があります。①用地の購入を行うこと、②建設に伴う地質調査を実施すること、③基本設計を作成することです。一つ目の用地購入に係る経費として、13節委託料のうち、測量調査委託料、調査委託料、計画策定委託料、17節公有財産購入費のうち用地購入費、22節補償、補填及び賠償金の家屋補償費用、12節役務費の新聞広告料です。二つ目、地質調査に関連する経費は13節委託料の地質調査業務委託料、三つ目、基本設計作成に関する経費は13節委託料、基本設計業務委託料です。資料8ページ、平成29年度以降の事業支出について説明します。平成29年度には、造成工事と実施設計を経費の中心として、7,571万6,000円、平成30年度、31年度は、施設建設工事を主として、それぞれ3億236万1,000円、3億3,477万5,000円を見込んでいます。平成32年度の経費は解体工事を主に3,028万2,000円で、合計8億569万9,000円を計上しています。財源は、合併特例債、地域活性化事業債、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、放課後児童クラブ施設整備費補助金などを充て、一般財源の縮減を図りながら、進めていく予定です。財源として活用を考えている民生安定施設整備事業補助金については、平成30年度の採択に向けて、交付申請に係る事務手続の打合せを防衛省と本年度から本格的に行っていく必要があります、かなりの業務量が想定されているところです。資料7、今後のスケジュールについて説明します。内訳を説明する前に、合併特例債事業の期限、平成31年度末までに事業が間に合うのかどうかという点についてお話しさせていただきます。今年度、既に3か月が経過し、当初から厳しいスケジュールが更に過密となったことは変わりありませんが、平成31年度末までに45か月あり、その遅れを吸収することがぎりぎり可能な時期であると考えています。あくまでも本議案の可決をいただくと仮定して、前回3月に提出した全体工程表を修正しています。上部に緑色、学校施設・複合建設共通業務欄、番号では1から6です。28年度の項目に赤い矢印があるかと思えます。これは、複合施設に係る今回の修

正箇所で、小中学校の建設とは別に7月にスタートし、若干の準備期間の後、それぞれの業務を同時並行に行って用地の購入を完了するスケジュールとしています。また、番号の7と8についても業務開始時期を8月以降としています。変更点は以上で、29年度以降の業務に支障のないよう取り組んでいきたいと思えます。今年度に限っては、大きな業務は事業認定申請につきます。年度内に認定を受けるためには、事前の打合せを幾度となく県と行う必要があります、相当の参考資料の提出を求められます。事業申請認定に相応の時間が掛かることを考慮すると、基本設計を12月末から1月初めに終える必要があります。こちらも厳しいスケジュールですが、事務手続を工夫して短縮を図っていく必要があります。28年度中に事業認定を取り、土地取得を可能にするための手続を進め、29年度に造成工事を行いたいと考えます。資料9、10ページ、「公民館が学校の隣にあると地域づくりが更に進みます」と題した資料です。意見交換会においても教育長から、学校に公民館が隣接することについて、「ほかにないメリットがある」ということをお話ししたところです。9ページでは本市での事業の進め方について、簡単に説明しています。地域のコーディネイターを配し、ボランティア活動を推進する学校支援地域本部を平成24年度に県内他市町に先駆けて全小中学校で実施し、そこで築かれたネットワークを基盤に平成28年度全小中学校でコミュニティスクールを導入しました。①から④は具体的な取組です。中でも、③公民館を核に学校と地域を連携すること、④多くの地域住民が訪れる学校づくりの推進に関しては、公民館が学校に隣接することがハード面での大きなメリットとして考えられます。特に④については、学校の隣の公民館、それ自体が大きなコミュニティルームになり、地域の人との交流が盛んになることが想定されます。国も10ページの中教審の答申内の下線部分にありますように、活動場所の確保について学校施設を整備する際には、地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースを設けることや社会教育施設等と複合化した施設とすることと連携協働に際してのハード面の整備について書いています。学校と地域の連携を地方創生につなげていこうという国の流れを具現化する上で、小中学校と公民館が隣接するというハード面での大きなアドバンテージは市内の他の地域にないものであり、まさに地域づくりの拠点としての大きな可能性が生まれるものと考えます。

伊藤實委員長 それでは執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

矢田松夫委員 まず、同じような議案を出されたことについて、先ほど部長から報告ありましたけれど、過去の歴史をずっとたどって、議事録とか資料を精査されて、3月までのことを言われたと思うんですね。私が聞きたいのは3月議会で埴生地区複合施設について、議会側が修正可決をした。それ以降について慎重なる取組をどのように執行部がされてきたのかというのを、まずお聞きしたい。

川地総合政策部長 私が説明したのは4月以降のことです。

矢田松夫委員 4月以降じゃなくて、過去の点検をされて答えを出したというように私は受け止めたんですが、それについてはどうですか。

川地総合政策部長 3月に今回初めて議案を上程させていただきましたけれども、その内容をもう一度4月以降も実際にどうなのかという何点かにしぼり、再確認をさせていただいたと。更にその上で、総務文教常任委員長の所管事務報告、それから一般質問のやり取りを踏まえて、最終的に決定をさせていただいたという経緯です。

矢田松夫委員 例えば場所については、私たち議会としては、この3月に修正可決した以降、所管事務調査を担当委員会ですれたり、市民懇談会をしたりということ、地域の中に入って行って、皆さん方の意見を聞いた結果、賛否両論、場所についてはいろいろあるということについての回答をいただいて、その結果について、執行部のほうが調査をされたのかどうか。文面の調査じゃなくて、具体的にどのようにされたのか。

川地総合政策部長 場所の件については、今回新たに確認したのが、現公民館です。ここについて、更に具体的に検討しました。現埴生中学校の隣接地と青年の家については、内容について再確認をしたということです。

下瀬俊夫委員 再上程の意図についてお聞きします。臨時議会を開いて、こういう議案を再上程する。当然臨時の庁議等は開かれたんだろうと思うんですが、ほとんど同じ議案を再上程というのは普通ではないですね。先ほど安全対策等で理解をいただいたからという報告がありました。執行側の状況の変化ではなしに、議会側の状況の変化を見て、再上程されたということですか。

川地総合政策部長 児童、生徒の安全性については、4月以降、3月の段階で議会の皆様から児童、生徒の安全性について問題があると、だから調査するということでしたので、私どもも教育委員会と協議を重ねてきたところです。

下瀬俊夫委員 ちゃんと答えてよ。臨時の庁議を開いたかどうかということ。それからもう一つは、先ほど安全対策について理解をいただいたみたいな話があったので、それは議会側のそういう対応の変化について、再上程を意図したということかということですよ。

川地総合政策部長 臨時の庁議については、6月27日に臨時庁議を行っています。それから先ほどの児童、生徒の問題については、3月にそういった問題があるという指摘を受けました。したがって、4月以降、この出入口の関係について教育委員会と種々協議してきました。また、6月の所管事務調査の中で委員の皆様方から様々な意見をいただいています。そういった中で、この安全性については市のほうで考えているということで、おおむねの了解をいただいているのではないかと考えています。ただ、これだけで再上程をしたわけではありません。そういった意味合いも含めて、合併特例債の活用とか位置の問題とか、そういうものを全て総括して今回再上程をさせていただいたということになります。

下瀬俊夫委員 どうも分かってないなあ。議会が修正可決したわけですよ。基本的にこの予算をほとんど削除して可決をしたという経過があるわけですよ。そこから時間的な経過も余りない今の時期に、再上程されるという意図のことを言っているわけですよ。同じ議会に再上程する以上、可決を目指して再上程されるわけですから、議会側の変化があるということを見越して再上程したとしか考えられないじゃない、中身はほとんど変わってないんだから。そういうことなのかと聞いているんですよ。

川地総合政策部長 議会側の皆さんの理解が得られるかということについては、私どもすごく慎重に考えています。ただ、隣接の埴生中学校の進入路の点、これについては最初よりもかなり道路幅を広げる、それから歩車分離を行うことによって、安全性を保てると判断しましたので、大丈夫だということで再上程をさせていただいたという次第です。

下瀬俊夫委員 余りきちんとした答弁になってないのでね、実は3月議会の本会議前の一般会計委員会の中で、市長に出席を要請して市長自身が幾つ

かの発言をしているよね。例えばいい場所があったら提案してほしいという意見がありました。もう一つは市民合意の問題で、アンケートという方法もあるんだということを市長自身が言われたわけですね。いわゆる場所の決定、それからこれに至る市民合意の問題で、市長自身が議会側に提案を求めたわけですよ。なぜそれが同じ議案として再上程になったのか。こういう市長の発言を一体執行部としてどう受け止めているのかということですよ。そういう市長の意見を踏まえて、この間、何か具体的な対応をされたのか。

川地総合政策部長 場所の件で、市としては3月に提案する中でいろんな協議の中で、最終的に埴生中学校の隣接地で提案をしましたが、市長が申したのは、いろいろ検討したけれども、それ以外にどこかいい場所があるのであれば、意見等をいただきたいということだと思っています。それからアンケートの問題です。これについても、1軒、1軒ということもあろうかと思いますが、最終的には意見交換会の中でいろいろ議論をした結果であるので、今のところアンケートはしないと市長と意思決定をさせていただいたところです。

下瀬俊夫委員 議会での答弁はそんな簡単なものじゃないでしょ。議会側に市長が相談されたら僕は受け取っているわけですよ。いいところがあったら提案してほしい、アンケート等の方法もありますねっていう言い方をされたんですよ。ということは、議会がそれ以降修正可決をして議会独自の調査に入ったわけじゃないですか。そのときに執行側から議会側に対して具体的な要請事項でもあったんですか。何もなかったでしょ。それはおかしいんじゃないかな。

川地総合政策部長 私どもから議会に対して特に追加でお願いしたことはないです。

中村博行委員 3月から課題とされていたのは、場所の合意形成、そして児童の安全、そしてまちづくりとこの3点が大きく、ずっと議論されてきたわけですが、本会議からずっと聞いていますと、場所とまちづくりについては、ある程度結論が行政のほうでは出ていたような気がします。また児童の安全についても、いろいろ案があって、フェンスのことやいろいろ、もう既にそういったことも解決していたように思うんです。そうした中で、なぜここまでなったか、その最大の理由ですね。6月の議会の初日では総務委員長長の報告がありました。しかしながらその後、レ

ノファの件もありましたよね。そういった中でもっと早く、出されるのであれば出されるべきではなかったかという気がしますが、ここまで延びた最大の理由は何でしょうか。

川地総合政策部長 3月の修正可決のときに議会の皆様方から3点について調査が必要だということで、調査されると聞いていましたので、私どもはそれに真摯に対応したいということで、6月9日の委員長報告を待って、いろいろ審議しました。一般質問についても、議員の皆様方から質問の内容を頂戴していただきましたので、その辺についてもやはり真摯に検討するべきであろうということで、その内容も踏まえて検討した次第です。最終的にはぎりぎりの7月になりしたけども、合併特例債の活用がどうしても6月でなくて7月ぐらいまでには何とかなるのではないかということも頭に入れながら、いろいろ慎重審議をした結果、今回出したということです。

矢田松夫委員 先ほどの下瀬委員の質問に関連するんですけど、市長は先の一般会計の委員会に来たときに、あそこはベストとは全然考えてないと、市が提案した場所ですね。ですから適当な場所を言っていただければ、もう一度設計を見直すと、こういう回答だったんですが、3月議会で議会が修正可決した内容を執行部はよく吟味されて考えられたかどうなのか。例えば青年の家とか、現在の施設とか、オートの話は意見交換会で出ましたけど、特に現公民館の所とか青年の家とか、そういう所をもう一回設計を見直すという手続は取らなかったのか、3月以降ですよ。そういう経過についてはどうですか。

川地総合政策部長 オートの施設については前々から意見として提案がありましたけども、あくまでも所有はオート会計ですので、そこを活用というのはやはり難しいと考えています。それから、もう1点が現公民館の場所だろうと思います。これについても委員長報告があってから調査したのではなくて、私ども現施設ではどうかという意見も前々からありましたので、そこについて慎重にいろんな図面を見ながら、工程表を考えながら検討しましたが、合併特例債を活用してという大前提の下ではスケジュール的に困難であるとの判断に至った次第です。

矢田松夫委員 総務委員会の中では、提案された中学校の入り口、現在の公民館の跡地、それから青年の家という三つの案が出たんですよね。そのことについては御存じですか。

川地総合政策部長 委員会を聞いていましたので、それについては承知しています。

矢田松夫委員 先ほど言ったように市長がもう1回設計を練り直してもいいよと発言されているので、具体的にどのようにされてきたのか、この3か月間で。それを質問したんですが。

川地総合政策部長 ですから、私どもは4月以降、もう1回内容についていろいろ調査をして検討した次第です。

矢田松夫委員 ですから具体的にそれを言ってくださいよ。

河野朋子委員 今回再上程されたということなので、再上程された根拠が知りたいので、いろいろ質問されたと思うんですけど、私も同じところで、結局同じものを出されたという根拠となるもの、矢田委員も言われたように3月の修正可決以降、執行部がどういった協議を重ねて、どういったシミュレーションを行って、どういった比較検討を行って、そして最終的にこの7月臨時会にそれでも同じものを出そうと判断したのかという過程が目に見える形で知りたい、そういったことだと思うんですよ。だから、何月何日にこういう協議をして、そのときにこういうデータを出して比較して、そして最終的にこうなったというものを資料として出していただけないでしょうか。

川地総合政策部長 資料として特にお渡しできるものはありません。ただ、日程的な問題ですけれども、総務文教委員長の報告の前は、随時、関係各課と協議しています。その後、6月9日の委員長報告を踏まえて、9日、14日、15日、21日、22日と具体的に慎重審議をしています。

伊藤實委員長 資料があるのかないのか。

川地総合政策部長 具体的にお渡しする資料はありません。

伊藤實委員長 説明資料がないということは、何を根拠に協議したのか全然見えないよね。それともう一つ、合併特例債の活用について、その期限は分かるんだけど、実際それを今回使わない場合、その辺の具体的な資料についてはあるのかどうか。

川地総合政策部長 具体的な資料は作っていませんが、5億1,000万円を合併特例債で、31年度までの総事業費ですけど、使う予定としています。これについて、15年償還の3年据置きの利率が0.5%。これで償還表を作ると元利償還金が5億4,000万円ぐらいになります。そのうちの7割が交付税算入されます。これは15年の間ですけれども。

伊藤實委員長 そういう口頭の説明は要らない。資料があるかどうか。すぐに準備ができますか。

川地総合政策部長 積算資料はできます。

伊藤實委員長 それでは、その辺の資料等含めて提出してください。

河野朋子委員 修正可決したときのことを思い出すと、やはり建設場所の見直しを含めて再考してほしいという内容だったと思うわけです。結局3点を挙げたのは何が問題かということ、あの場所で本当にいいのかということを含めて考えてほしいということだったので、当然そういった修正をした議会の意思に対しては、受けた執行部としては、本当にあの場所がいいのかということのを再検討していると思ったわけですよ。3月議会終了後に改めて、あの場所はこちらだ、この場所はどうだというシミュレーションをきちんとした上で、それでも植生中の所がいいからということで今回出されたのであったら、再上程の根拠を理解できるんですが、そこが今見えないから、そこはどうなんですかと多分皆さんが質問されていると思うんですけれども、改めてもう一回建設場所をあそこではどうか、ここではどうかということのシミュレーションしたものがあるのかどうかということの確認でしたけど、ないということですよ。

江澤教育長 私が答えるのはおかしいんですが、一緒にいろいろしていますから。その中で特に現植生支所の所はどうかというのは相当検討しました。それがもし学校の横の所と同じぐらい可能性があるということでしたら、より細かく検討して、その資料も作っていると思うんですが、先ほどありましたように、まず、合併特例債の期限に合わせようとする、購入の問題、それから消防の何とかという問題、そういうところから細かくこれが幾ら掛かって、これがどれだけ掛かって、そこまでしなくてもこれは難しいということなんだろうと内部の協議の中では理解しています。

伊藤實委員長 残念ながら一般会計の予算委員会ですので、そんな曖昧なことではしません。委員会としてはその辺の根拠、これはすごく大事だと思っていますので、速やかにその辺の資料等、今の合併特例債についても使った場合、使わない場合、実際にほかに運用した場合にどのように変わるのか、それについての資料を求めます。ほかにありますか。

下瀬俊夫委員 現埴生支所の検討はされたと言うんだけど、具体的な話は何にもないよね。今の口頭での話だけよね。だから比較検討されたのかどうかということが一つ。もう一つは庁議を開いて再上程を決めたと言われましたので、庁議の会議録は出せるの。再上程というのは大変なことだと思っているんですよ。だから、そういう具体的な庁議の内容、どういう検討をされたのかということが分かるような資料を出していただきたい。

伊藤實委員長 その辺どうですか。

川地総合政策部長 まず、現公民館の場所については年度ごとにどういったものが要るとか、仮設事務所でこういった期間設定が要るとか、そういったものについてはいろいろ議論していますが、ただ、内容的に出せるような資料ではないといったことです。いろんな議論はしていますけれども、内部決定の資料ですので、公表できるようなものではありません。それから庁議の報告書については協議します。

伊藤實委員長 今、言われるように8億円からの事業ですよ。やはり議会側のほうもいろいろと修正した。そうした中でも総務文教常任委員会のほうでも所管事務調査等をしていますし、ちゃんとした数字の根拠の中で委員が納得すれば、賛成するであろうし、やはりそこがすごく大事だと思うんですよ。昼から可能な限りの資料の提出を求めて委員会を再開したいと思いますので、休憩に入ります。13時15分から再開します。

午前11時45分休憩

午後1時15分再開

伊藤實委員長 それでは定刻になりましたので、休憩前に引き続き、委員会を再開します。それでは休憩前に執行部へ資料の提出を求めましたので、この資料について説明をお願いします。

篠原財政課長 それではお配りしています合併特例債と一般単独事業債との比較表について説明します。先に委員会資料としてお配りしています8ページに概算事業費及び予定財源内訳ということで、事業費を示していますが、その中で借り入れることとしている合併特例債5億1,000万円を借り入れる際の対象事業費5億3,700万円について、合併特例債で借りた場合と一般単独事業債で借り入れた場合との一般財源の比較を示しています。まず地方債の借入時で、地方債と一般財源との内訳ということで示しています。合併特例債が5億1,000万円、一般財源が2,700万円、これを一般単独事業債で借り入れた場合、充当率が75%となりますので、地方債が4億270万円、一般財源が1億3,430万円ということになります。事業年度においての一般財源の差として、1億730万円が生じるということになります。それから②のところですが、元利償還金の総額を示しています。地方債の借入れの条件としては、表の下段のところに地方債の借入条件として、15年償還、うち据置きを3年間取り、借入利率を0.5%の元金均等償還ということで、元利償還額の総額を示しています。これについては、償還財源は全て一般財源ということで、②で示しているところです。それから③の交付税措置です。合併特例債については、元利償還金の70%が今年度、普通交付税の基準財政需要額に歳入されるということですので、元利償還金の総額の70%、交付税措置されるものとして、③で3億7,351万1,000円ということで計上しています。地方債の借入れ時、事業年度中の一般財源①に地方債の償還に要する一般財源②を加えて、交付税措置されるものとしての③を引いた額を一番右の欄に一般財源総額ということで計上しています。合併特例債を活用した場合は、1億8,707万6,000円、それから、一般単独事業債の場合は5億5,562万5,000円ということで、差引きで3億6,854万9,000円の違いが出ているということになっています。

川地総合政策部長 続いて、6月の臨時庁議の付議事案の報告書を手元に置いています。議題として、報告事項ということで、一般会計補正予算の中で上程することについて市長から説明がありました。この説明に対して、庁議メンバーからは特に意見はなかったように記憶しています。これは報告事項ですので、いつ市長が意思決定したのかということがあろうかと思いますが、市長が最終的な意思決定をされましたのは6月22日です。

伊藤實委員長 資料はこれだけということです。それでは今の資料について質疑のある委員がありましたらお願いします。

下瀬俊夫委員 庁議は議事録は作らないんですか。報告というのは、報告を聞き置くだけでいいわけね。そういうものなんですね。

川地総合政策部長 報告を聞きますけども、報告の中で意見は聞かれますが、今回の件については特に意見はなかったと記憶しています。

下瀬俊夫委員 さっきから聞いているのは、3月議会で予算修正されて間がないわけですよ。間がなくて再上程される。普通のことじゃないので、執行部内でどういう議論があったかというのは、物すごく大事と思うんですよ。ところが市長から再上程しますと説明があったということで、皆さんそれで了解されるという、いわゆる市長からの報告があっただけで皆さん納得付くとなるんですか。

川地総合政策部長 今回の案件に関してはそのような形になっています。ただ、関係部局とかなり慎重審議していますので、そういった意味で関係部局からは意見もなかったですし、関係部局以外の庁議メンバーからも意見は特になかったということです。

松尾数則委員 合併特例債がもし使えなかった場合、一般単独事業債ということですが、例えば臨時財政対策債等を充てるというのは難しいんじゃないか。

篠原財政課長 通常、一般単独事業債、充当率75%です。臨時財政対策債は交付税の補填措置としての起債ですので、直接の事業費に充当できる起債ではありません。

矢田松夫委員 市長が6月22日に7月臨時議会に議案を提出する決定をしたということですが、その決定内容で6月9日の委員長報告及び6月2日の所管事務調査の総務文教常任委員会のそれらを含んでのことですか。

川地総合政策部長 2日、それから9日の委員長報告を受け、市長協議を行っています。その後の一般質問等を踏まえ、最終的に6月22日に総括的に市長が意思決定をしたということです。

矢田松夫委員 同時に、議事録の内容、審査、調査の内容というよりは議員の
数合わせ、そういうことも含んでいるということで理解していいんです
か。

川地総合政策部長 特に数合わせということは考えていません。委員の皆様か
らどのような意見があったかということ参考とさせていただいた次第
です。

下瀬俊夫委員 話のつじつまが合わんのよね、全然。なぜなら全く同じ議案を
再上程したわけだから、当然何かの変化がなければ再び同じような結論
になるのははっきりしているわけですよ。それを再上程するわけない。
27日といったら6月議会の最終日よね。これはいわゆる議運の決定に
よって、この庁議が開かれたと理解していいんですか。

川地総合政策部長 事業内容について、全く変更がないということですが、
埴生小中学校の入り口については、道路拡幅をして歩車道分離をする
ということで計画変更しているということは報告しているとおりで。そ
れから27日については、議運で日にちは決定されるということも踏ま
え、報告を行っている次第です。

下瀬俊夫委員 結局、総務委員会の閉会中の審査事項の報告があったときに出
てきた話は、確かに交通安全の面はあったんです。あったんですが、そ
れは政策的な問題ですから、議会が議案を修正した基本的な内容はそこ
じゃなかったわけですよ。いわゆるそれは決定して以後も変更はできる
わけだし、改善はできるわけです。問題は、同じ議案を再上程する根拠
となるのは、こういう改善をしたから議会内の同意が得やすくなったと
いう判断が働いたのかという話をしているわけですよ。そこしかないで
しょ。

川地総合政策部長 ですから埴生中学校の進入路の入り口の交通安全の問題に
ついて協議した結果、案を示しているとおりの拡幅について努力をした結
果、これでいかせていただくということで結論が付いた次第です。

伊藤實委員長 今の資料について、合併特例債と一般単独事業債の比較が出て
います。それで、今回も157億円かな、それぐらいの合併特例債を全
部使う予定ですよ。埴生で使わなければ、この5億1,000万円は当
面の事業である東京理科大や給食センター等に充当するのかなのか。

それができるのか。それについてお答えください。

篠原財政課長 仮に埴生地区複合施設で5億1,000万円を使わなければということですが、それはまた今後31年度までの別の事業に充当するということも検討できると考えています。

伊藤實委員長 これは有利な財源でしょ。だから使うわけでしょ。ということは東京理科大についても、給食センターについても合併特例債は使えますよね。東京理科大については22億円ぐらいだったかな、財政調整基金を借りてしようという話ですよ。ということは合併特例債を埴生で使わなくてもそちらのほうに振り替えれば、そちらのほうでもこれと同じような関係で有利な財源を使うということで、収支計画というか、その財源の見通しも有利になってくると思うわけよね。そのトータルでいくとそんなに差異はないと思うんだけど、その辺はどのようにシミュレーションをしていますか。

川地総合政策部長 合併特例債を複合施設に当てないと仮定した場合のシミュレーションをしており、基本的には既に予算化してある給食センター、これは当初、国庫補助事業でしたが、残念ながら補助金がもらえないという事態になり、合併特例債のほかに一般単独事業に当てることとしていますが、そこにまずは振り替えようということが一点。次に考えているのが、埴生小中学校整備事業。今回の28年度に予算化された分。これについても、合併特例債以上に学校施設整備事業債がありますけども、これを当てることとしており、これを全て合併特例債に振替を考えています。それでもこの5億1,000万円は当然消化できませんので、残りを具体的に予算化する事業となれば、今考えられるのは委員長が言われた理科大学事業が想定される。ただこの三つの事業については既に予算化して進捗して具現化されています。そういったことから振替は可能ですけども、残る複合施設、これについては今後合併特例債を当てずにやった場合、どのような形になるかというのはまだ具現化されていませんので、その辺については財政的に非常に不安があるということです。

伊藤實委員長 なぜ聞いたかと言うと、埴生の複合施設に関する事で特例債を使わなければ、差額が3億6,854万9,000円ということですよ。でも、市全体のことで考えるとそれほど差はないと思うわけ。いかにもこの埴生で特例債を使わなければとか、時間がとかいうのは市全

体で考えた場合にはさほどの影響はないと考えるんですが、その辺はどうですか。その辺のシミュレーション、数字的には当然把握していると思うんだけど、その辺の資料についてはどうですか。

川地総合政策部長 財政計画を昨年示しました。その件については、先ほど言った三つの事業、振替を想定している事業については、もう地方財政計画の中で組み込んであります。埴生地区複合施設については通常債で考えていませんので、31年度までに合併特例債を使わない場合は、この複合施設が31年度までに入るかどうかというのは非常に微妙だと考えています。したがって、32年度以降になる可能性があります。32年度以降となりますと、合併の効力を今まで優遇されていた措置が完全になくなり、非常に厳しい財政状況になりますので、そういった意味から数値的には明快な数値は示せませんが、非常に厳しくなるであろうと考えています。

伊藤實委員長 合併特例債を使おうが使うまいが一緒なわけだから、逆に言うとも一般単独事業にしても埴生の複合施設については速やかにしないといけなというものは、委員全員がそういう認識なんですよ。それをほかに振り替えても3億の差があるというなら財政的な理由ということが出てくるんだけど、実際には特例債を使わなくてもほかに運用すれば市全体の支出はあまり変わらないと思うわけよね。今日の市長の議案説明でも特例債の期限ということを行っているんだけど、合併特例債はほかに運用すれば市全体の持出しはあまり変わらないのであれば、やはりしないといけなという方針を打ち出すべきじゃないんですか。部長の説明では、合併特例債を使わないと31年とか2年になりますよと、これはちょっと違うと思うわけよ。当然有利な財源を使うんだけど、市全体のパイで考えた場合には、東京理科大については二十何億円の財政調整基金を当初借りて何年間で戻そうという計画で合併特例債を5億1,000万円東京理科大で使ったとすれば、その部分は財政調整基金が残るわけですよ。そこは財政のほうで本当にこの資金繰りというか、そういう部分をもっと慎重に考えないといけな。今の答弁でいくと、特例債を使わなければ、もう先延ばし。これは違うわけよ。それを使わないで造る、造らないではなくて、財政的な数字で影響があるかないかもう一度確認します。

川地総合政策部長 もし今回、この複合施設の建設が予算化されなかったら、はっきり言って埴生複合施設がどのくらいの事業費で何年度に建つかは、

極めて不透明なわけです。したがって、財政計画ではあくまでもいろいろな起債とか、補助金とか、それから歳出については経常的経費とか人件費とか全て積み上げた中でやっていますので、その中に入ってこないとなれば、やはりどうしても事業の優先度からいくと、32年度以降になる可能性が極め強いということを申し上げています。ただ、いろいろな事業費とかが決まっていな以上は数字的にどのくらいの影響額があるかというのは、今の状況では言えないということです。

下瀬俊夫委員 この資料も含めて、執行部内で検討された資料じゃないですよ。一般会計の資料です。こんなものは執行部に出したら笑われる。議会だからこんなものが出せるんですよ。なぜなら今委員長が言ったように、いろんな事業があるわけだから、そういうことを含めて、きちんとした方向性を出さなきゃ駄目でしょ。3月議会の予算修正の意味ってそんなもんじゃないんですか。そういうことを一切何にも検討もしないで、再上程したってことが問題なんです。結局、住民と議会をけんかさせようとしているんだ。議会はそんなこと言ってないじゃないですか。

川地総合政策部長 議員の皆様もいろんな意見がありますし、住民の方々もいろんな意見があります。今までの意見交換会の中で、やはり総意というのは、非常に難しいと考えています。となると、やはりこの時点で、市長が政策的判断で場所を決めて、その後は埴生地区の皆さんに有効に使っていただくというのが、私どもの総意です。それに含めて、具現的な財政計画にのっとしてやるのが私どもは筋だと思っておりますので、それらを総括的に踏まえた上で、今回この事業費を予算として出した次第です。住民と議員で意見を戦わせようとか、そういったことは全く考えていません。

下瀬俊夫委員 今日の本会議で質疑があったように、例えば200席の部屋が要るのかとか、100台の駐車場が本当に要るのかとか、あるいは津波の危険性の問題も含めて設計思想そのものにいろんな疑問があるわけですよ。そんなこと全部、再検討の余地もないような話になっているじゃないですか。これが全て市民の要求であるという言い方をして、あなた方は押し通そうとしているんですよ。中身についても議会は疑問を持っているんですよ。そういうことは一切無視しているじゃないですか、あなた方は。

川地総合政策部長 今の下瀬委員の質問に対してですけども、少なくとも今の

埴生中学校の隣接地、これについては、地域住民の不安感は拭い切れないということから、その場所でということ決定をしました。あと駐車場の関係とかについては、案1、案2とありますが、もうしばらく検討を要するという形になろうかと思えます。

矢田松夫委員 2点ほど質問しますけれど、私が一般質問したときに、総意でない、合意であると言って、今総意と言われたんですよね。（「総意は難しいと言いました」と呼ぶ者あり）その総意という言葉は使わないようにしないといけない。二つ目は、合併特例債を使わなければ、32年以降になるという、その考えはちょっとおかしいと思うんですよ。なぜかと言えば、合併特例債を使うために建てるのか、あるいは埴生の公共施設が古いから建てるのか、意見交換会も随分この話が出たんですよ。それで、市長はそうじゃないと。埴生地区の公共施設が古いから建てるんだと。ですからその話に戻らないといけないんですよね。合併特例債が使えないから埴生のほうはもう建てませんよという言い方は、撤回しないといけないですよ。

川地総合政策部長 今回の2点の質問ですけども、総意はあくまでも地域住民の方全体が一つの意見にまとまるということで、それは総意だと。私どもは総意とは言っていませんし、総意は難しいと言っています。やはり地域住民の方々のいろんな意見がありますので、100%で決まればいいんでしょうけども、特に地域性のある公共施設を建てる場合については、非常に難しいと。なるべくそういった方向に詰めますけども、一定の議論が調った以上は、やはり最終的には、市が政策判断をせざるを得ないということで、大方の合意があったからこそ、この事業を着手するといったことで進めていくという次第です。それから2点目の関係ですけども、合併特例債があるからこの事業をすることは一切言っていません。最初から、老朽化した施設について建設し、その財源については特例債が必要だと言っています。ただ、財政計画の問題、それから事業の優先度の問題として、財源効果の薄くなった施設について、遅れる可能性がありますと言ったことを指摘を致してる次第です。

矢田松夫委員 先ほど、決まったら前に進むというのが行政のやり方だと言われたけど、ダブルスタンダード、二重構造、二重判断になっているから、こういう混乱が起こるし、そういった優柔不断さがずっと尾を引いている。物事はイエスかノーしかなかった、最後に。しかしその物事の結論が、未だに二重構造になっているから、ずっと尾を引いているんですよ。

江澤教育長 合併特例債があるからどうこうという議論ですが、教育委員会とすれば、それに関係なくとにかく必要だというスタンスです。ただ、教育委員会とすれば、市民館も歴史民族資料館もどうにかしないといけません。しかしその中で、どれを先に使うのか、そういう政治判断が迫られているわけなんです。それは一般財源でも、もちろんしなくてはいけないわけですが、どうしても優先順位、先にするかどうかという議論を政治的に迫られているわけで、そこで市長は、この埴生のこちらのほうを優先すると決断されて、我々も賛成しているわけですので、是非御理解願いたいと思います。

松尾数則委員 私もこのような内容で、こんな形で上程されたということに非常に不快感を持っています。というのは、基本的には複合施設の位置の問題なんですよね。この本会議の中で教育長が言われた、将来の埴生のことを考えて、意見交換会の中でそういう話があったという話があったんですが、そこが一番大事なところだと思っているんです。ただ、そういう話がほとんど意見交換会の中で行われてこなかったのではないかと考えているんです。で、最終的に、ぱっと決まったのが今の中学校の場所と。埴生というのは、交通の要衝で、非常に重要な要素を占めていると思っていますので、その辺の話は踏まえて、今回の複合施設はそういった核となるべき施設ですから、それも踏まえて、あそこが駄目だったからこうしたんだとか、そういう話があってしかるべきだと思うんですが、そういう話そのものはあったんですか。

江澤教育長 意見交換会において私が記憶しているところでは、どうしてそれだけ広い駐車場が必要なのが議論になったときに、やはりこれは埴生のこれからの施設なんだと。駐車場というのは、いろんな所をみなさい、どこどこに行ってみなさい、そしてどういう利用をしているか、ただ単に駐車場にするわけではありません。そういった今後の利用目的、利用方法とかについて、熱弁をふるわれたのを記憶しています。ですから、やはりその市民の方はそういったほかの地域のことものもいろいろ見られながら、将来のことについて議論されたら、その中でそういう議論はあったと聞いています。

下瀬俊夫委員 物すごくおかしいんですよ。例えばそういう議論であれば、今後は全て公民館は学校のそばに建て替えるんですか。そういう方針は埴生だけでしょ、今の議論は。ほかの所ではほとんど考えてないんですよ、

そんなこと。厚陽だって考えなかったじゃないですか。厚陽の小中学校の所に公民館を持っていく計画はなかったじゃないですか。そんな出任せな話を言っただけですよ。それから、さっき設計思想を見直すみたいな話もありましたけど、年間行事の中で200人集まる行事が何回ぐらいあるんですか。きちんとそれを踏まえた設計思想になっているんですか。本当に100台要るような行事が年間何回ぐらいあったんですか。調べていますか。

江澤教育長 今、学校の地域連携ということが言われています。しかし、それ自体はどの学校でも当てはまることです。しかし、それを具体的に建物とか、そういう施設として具現化するという場合は、それぞれの中学校区、小学校区で独自の歴史もありますし、また、今建物がどういう状況であるか、築後どのぐらいであるかとかいろいろな状況があるわけです。ですから、総論は今言ったように公民館と学校の連携が望ましいと、それが近くにあればよりやりやすくなりますと、そういう言い方ですが、それはどこでも成り立ちます。しかし、それを今どこでするのか、埴生の場合、それができるような状況で提案できたということはあるがたいと思っています。そういった考え方です。

和西社会教育課長 資料恵与で埴生公民館の実績を出していますが、それに基づいて100人以上集まるイベントは、27年度については行われていないと思います。

下瀬俊夫委員 では、なぜ200人なんですか。

和西社会教育課長 これについては、3月に担当部長から話があったとは思いますが、今までの公民館とは違った保健的なこともやっていきたいという思いがあって、あのような設計になっています。

下瀬俊夫委員 この間の一般質問で、災害時にどの程度想定しているのかっていう話もしましたよね。災害時の想定で被災者がどの程度出るかという問題とさも関連があるかのような話をされましたよね。災害時を想定した設計思想になっているのかって話したら、そうですっていう話じゃなかったですか。どの程度の被災者を想定しているんですか、埴生地区で。

川地総合政策部長 被災想定はしてないと答えたと思いますが。

下瀬俊夫委員 もっとおかしいと思っているのは、実は埴生地区の津波のハザードマップでは、確かにまちの中を中心に浸水地域が出ていると。その対策をどうするかというのは当然あるわけですが、逆に小野田地区なんて真っ赤じゃないですか。どうするかっていう話を抜きにしてなぜ埴生、ある意味、埴生だけですよね、こんな具体的な話になっていくんですか。それがよく分からない。小野田地区は、地域一帯全部浸水地域になっているんですよ。当然その住民からは何とかしろという声が出てもおかしくないとと思うんですよ。それはほとんど何も聞こえてこないで、埴生のことばかりが中心かのような話になっていますが、それも物すごく違和感があるんです。どうもやっていることが本当にアンバランスだっていう感じがしてしょうがないんですが、いかがですか。

川地総合政策部長 言われるのは高潮ハザードマップですか。この辺については認識しています。したがって、小野田地域についても今後慎重に検討していきます。

矢田松夫委員 例えば去年の8月25日に避難勧告が出ましたよね、埴生中学校の体育館に。私の資料によると747世帯に避難勧告が出たから、それぐらいの人が利用できる公民館であればいいなという想定はなかったんですか。二つ目は、一般質問の中でもあったけど、今度埴生地区に青年の家を建てると重要書類に被害があってはいけないと。そしたら、この本庁はどうなるんですか。3.4mより低いんですよ。何回も言うけど、全てが二重の説明があるんですよ。そういう曖昧な回答なり曖昧な仕事はどうなんだと思うんです。今みたいな想定をするのなら、去年の避難勧告の数字を見て、大体これなら収容できるだろうとか、体育館であれば児童、生徒の授業に支障があるから、公民館に持っていったら、支障がなくなるんじゃないかと。でも東北でも今回の熊本でもほとんど中学校の体育館使ってますよね。

川地総合政策部長 1点目の避難所の関係ですが、埴生小、埴生中それから公民館の三つが避難所になっています。したがって、埴生小中プラス埴生公民館は今後も避難所として想定されますので、やはり危険性のない所に持って行ったほうがいいということと、先ほど熊本地震の話が出ましたけども、恐らく1か月後ぐらいには小中は授業で使われるということで撤退をされています。やはり小中学校については長期間の使用は難しいということで、移動されるという話も聞いていますので、やはり長期的な意味から言えば、公民館等々の避難所があったほうがいいのではな

いかと踏んでいます。それから2点目の本庁舎の問題ですが、これについてはちょっと先にしているという感もありますけども、耐震関係の問題もあり、今一生懸命本庁舎については検討中です。

河野朋子委員 なぜ再上程されたのかということに焦点を絞りたいんですけど、さっきも指摘しましたけど、議会としての意思表示が修正可決ということで、問題があるじゃないかと、あの場所自体にいろいろ問題があるじゃないかという意思表示をしたことを受けて、執行部が何をしたのかというのをきちんと示していただいて、その結果、やっぱりここがいいですよという説得力のある説明をこちらとしては希望しているんですけど、今のところその辺りが少し心もとないというか、はっきり見えないのがすごく残念なんですけど、具体的に言えば、例えば現在ある公民館、支所の場所について検討したのか本会議場で質問されましたよね。検討しましたと言われたんです。それは3月議会以降検討したのか、それとも23年度から始まった中でしたのか、どちらですか。

川地総合政策部長 総括説明でも説明させていただいたんですけど、御理解いただけて大変残念なんですけど、現埴生公民館については、今年の4月、5月について総務文教の皆様が調査しているのと並行して、私どもも検討しています。敷地の問題、用地の問題それから工程スケジュールの問題等々について調査をした結果、合併特例債を活用してのスケジュールは基本的に困難であるという結論に至っています。

河野朋子委員 合併特例債が使えるとか使えないということが判断基準になっているというところに少し疑問があったわけですけども、今回の現在地については合併特例債が使えるスケジュール的に、その辺が難しいというところであそこは無理じゃないかと判断されたということですか。

川地総合政策部長 それと敷地の面積ですね。私が測ったら1,200平米ぐらいだったんですけど、1,100平米と言われる方もいましたけども、あれプラスの面積ですと、やっぱり進入口の問題とかありますし、あと埴生の消防分団の車庫の問題もあります。そういったことから厳しいし、あと問題になっているのが駐車場の確保の問題、台数の問題、これについても課題として残っています。

河野朋子委員 結局今のところは無理だというような理由を付けられたんですけど、それ以外に具体的に埴生中以外でどうなのかというシミュレーション

ョンはほとんどしてないと理解していいんですか、ほかの場所については。

川地総合政策部長 まずオートレース場の駐車場、第5駐車場ですか。これについては一度私どもも行って議論をしましたが、やはりオートレース会計の所有の土地ですので、今時点では難しいというのが1点、それから青年の家については土地のかさ上げについても建設部と実は協議をしており、かさ上げに対する費用の問題、それから青年の家の今後の活用について協議をした結果、青年の家はレクリエーション施設として活用の予定がありますので、レクリエーション施設としてやっっていこうという判断に至った次第です。

下瀬俊夫委員 さっきから出ている青年の家を断念した原因と理由について、津波の被害があるから断念したというのがずっと付いて回っているんですよ。こんな理由を付けてあそこを断念したのに、今後レクリエーション施設として活用しますという物すごい矛盾があるでしょ。人が集まる施設を造ること自体に否定的な見解を示した上で、人が集まる施設を造りますというのは矛盾でしょ。そういうことをずっと指摘しているのに、依然として同じ理由を言う。なぜですか。

川地総合政策部長 万が一の津波の被害を想定した場合ですけれども、津波については時間的な観点から事前に退避できるということがありますが、公民館については、あくまでも一定の期間、生活する退避所というものを持ち合わせますので、長期間生活する施設がそういう所にあるのはどうかということで私どもは捉えています。それ以外にスポーツ施設については、万が一津波が来たとしても退避できるのではないかといった理由から公民館とスポーツ施設は違うという考えを持っています。

下瀬俊夫委員 それは後付けの理由ですよ。意見交換会の中で出たのは、生命の危険があるからだって話だったんですよ。青年の家に公民館を建てると利用しているときに被災する可能性がある。生命の危険があるんだという議論があったんです。退避所の問題は後付けの理屈です。そういう理由を後から付けては駄目ですよ。意見交換会の話はそんな話だったよ。違いますか。

川地総合政策部長 意見交換会ではいろいろな意見があったと思いますけれども、それを持ち帰って最終的に協議した結果ということになります。

下瀬俊夫委員 その議論はどこでやったの。そんな話聞いたことない。3月の上程のときにそんな理由は言っていないじゃないですか。

川地総合政策部長 庁内でそういう議論をしました。

矢田松夫委員 万が一と言われたけど、万が一というのは万に一つですよ。例えば南海トラフでも逃げるまで4時間あるんですよ。万が一を言いますが、埴生の方は確かに高潮を経験されました。だけど、高潮というのは大潮のときに台風が来て、だけど、大潮というのは1年間分かるわけですよ。台風でも二、三日前に分かるでしょ、直撃するというのは。万が一には当たらないですよ。台風が来る、高潮が来るのに普通行かないでしょ。万が一という言葉が一人歩きしているんです、結局。そうじゃないんです、実際。事前の訓練をすれば、万が一には当てはまらない状況というのは作り得るんです。ですから、余り万が一という言葉を使わないほうがいいですよ。

川地総合政策部長 そういった意味では、委員の意見はもっともだと思います。

笹木慶之委員 違った観点からお尋ねします。財政計画の問題。先ほど来から合併特例債の件が出ていますが、財政計画を立てて予算化された場合には財源も含めて議会が承認しているわけですからね。その手前の問題として、この有利な財源の充当率というのは何を根拠に決められますか。極端な言い方をすれば、給食センターに可能な限り合併特例債を最初からつぎ込むということもできるでしょ。理大だってそうでしょ。さっき一つ気になった発言があるのは、もし埴生に使いえなかったら、そちらのほうに振り替えて使うということなんだけど、そこに財政計画の大変な危険性を持っていると思う、そういう発言は。なぜかと言うと、行政効果、行政目的を持って有利な財源を適切に使うというのが財政計画ですよ。もし、埴生の複合施設がなくなったら割り振ってもいいけど、安易にその考え方を発言するのは危険性を持っていると思います。計画の在り方を教えてください。

川地総合政策部長 今回の財政計画については、1件ずつ、事業費については積上げ方式を採用しています。通常は過去の平均の事業費を積み上げる場合と1件ずつの審査で積み上げる方式と二通りありますけれども、数字に正確性を持たせるために、本市としては1件ずつの積上げ方式にし

ています。そういう意味からしますと、笹木委員の言われるとおり、この事業についてはこの数字で上げると決めていますので、合併特例債は金額に、もうこの時期になりますと余裕がありません。ですから、目いっぱい充てきれないというのが実情です。ただ、給食センターに関しては想定外のことが起き、補助事業から落ちてきた関係上、その財源をどうするかというのがありましたので、そのような説明をしました。ただ、埴生小中については、まだ事業費が確定していませんので、そういうことも想定される。東京理科大学についても16億3,000万円という数字をベースに、ずっと話をしてきています。最終的に理科大に上乘せということも考えられますけれども、そういった意味でいきますと、やはり事業計画にどうしても支障が出てくる可能性がありますので、やはり計画財政の点から言うと非常に厳しいものがある。ですから、どうしても事業の優先度を財政計画の中で決めていきますので、そういった中で合併特例債が使えなくなるような事業になりますと、どうしても優先度からできなくなっていくということです。

笹木慶之委員 その関連ですが、通常、総合計画があって実施計画を立てますね。財政計画に移していくときに具現化する段階で当然裏打ちや財政問題なんですよ。それは有利な財源が使えるということによってメニューを決めていく。それは行政の目的、必要性、効果を求めて、地域性を求めて、私は行政判断していくんだと思う。それをあるところに有利な財源をどんと持っていったら、そこはいいかもしれませんが、ほかのところは単独起債でやったら負担率が高まるから、何でそんなものを造るかという議論が出てくる可能性がある。だから、それらを含めてまんべんなく有利なものを当てはめて、全体的に財政計画を立てられる可能性を持って事業を持ってきたんでしょ。だったら余り安易な発言をすべきではないと思います。やってやれないことはないかもしれません。だけどひずみが来ますよ。僕はちょっとそれを懸念します。

川地総合政策部長 笹木委員の言われることはごもっともだと思います。ですから、事業の優先性からいきますと、これは合併特例債がなくてもやらなくてはいけない事業というのは私どもも重々承知していますけれども、どうしても事業年度が遅れていくという不安感が拭いきれないということです。

伊藤實委員長 今回の件は後ほど自由討議になる部分だと思います。それぞれ委員にも考え方があってと思いますので、しっかりと議員間でやろうと思いま

す。それでは20分まで休憩に入ります。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

伊藤實委員長　それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。今まで執行部から資料等を求めて、質疑等を繰り返してきました。ここで議員間の自由討議ということで、これまでの経緯も含めて、それぞれ議員間で議論を深めていきたいと思えます。最初に再度確認をします。まずこの埴生の複合施設についての必要性については、これまで一般会計、そして総務のほうでもそうでしたが、全会一致で必要ということの認識は変わらないということでしょうか。それでは、全員、この必要性を認めるということです。それと3月の際にも委員長報告で申しましたが、6月にも総務委員長からもありました。市民総意、合意という部分ですが、このことについても合意並びに総意とは認められないというところは全員一致をしていましたが、その辺についても変わらないということでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、市民合意、総意といいますか、執行部の3月の議案提案の理由でありました、そのことについては認められないということは委員全員が一致をしているということですか。

中村博行委員　合意と総意が混同しているんですよ、いつも。はっきりしないといけないと思うんですよ。結局合意なのか、総意なのか。総意ではないということは確認されたと思うんですけども、14回の意見交換会の中で、極端に言うと多数決みたいな形になったと思うんですよ。結局賛成派が多いということで、これについては合意ということは言えるんじゃないかという気はしています。総意ではない。

笹木慶之委員　総務委員会でも言いましたが、我々は市長が提案した議案に対して審議をしているわけです。数回の協議を重ねて、おおむねの合意が取れたということを前提に市長は提案されたわけです。先ほどありましたが、総意ではない、確かにね。しかし、提案者としておおむねの合意が取れたと判断された行為については、私はそれは理解は得たと思えます。その点ははっきり言っておきます。

矢田松夫委員　今回の総意か合意かということですけど、総意というのは埴

生地区の全体のことを総意と私は言います。合意というのは意見交換会の中でのことを合意と言います。この二つをそう分けたら話は前に進めやすいと思います。ですから、埴生地域全体の総意ではなかった。それから意見交換会でのいつも同じメンバー、たまに少し変わるんですが、いつもの同じメンバーでの合意は間違いであったということです。

下瀬俊夫委員 総意ではないというのは先ほど部長も認めました、総意は難しいと。そういう意見はほぼ一致するんだろうと思います。問題は意見交換会という手法ですよね。市民全体に呼び掛けて、結局来なかったほうが悪いんだという意見なんですよ。集まって来るといことがいわゆる一種の義務感みたいな感じでね。集まって来ないほうが悪いんだというように言っているような気がするんですよ。集まって来た人で基本的に了解が取れたら、これが市民合意だと言っているわけでしょう。それはいいのかね。来るか来ないか、全市民に呼びかけているんだから、当然全市民が対象で来られるはずだと。来なかったんだから来なかった人は発言権もないし、この問題について自分の意見を放棄したことになると。だから来た人が最優先で集まって来た人がオーケーすれば、それは合意だということでもいいんですか。意見交換会というのはそんなものでしょ。

笹木慶之委員 私は、悪いんだという前提論で物は言っていない。というのは一回二回の協議会なら別ですが、3年も掛けて、そして14回かな、その間にも小さな意見のやり取りもあったように聞いていますが、そういったことの中の一つの民主的な手続を経た中で、やっぱり時の執行者としておおむねこういうことだろうなというところで判断に至った。至ったから議案を出した。議員はそれに対して判断するわけですから、その原点に基づいて考えるならば、それはなるほどいろいろ意見もあったけど、そういうことだろうなということは理解できると言ったわけです。

下瀬俊夫委員 では、例えばさっきから出ている200の座席というのは、これ市民の合意なんですか。

笹木慶之委員 中の建物のレイアウトのことまで皆さんの意見を聞いているんですか。それは今から建設委員会の中で協議されるんじゃないんですか。

下瀬俊夫委員 意見交換会の中で出た意見ですから、それを受け入れてそうし

ましようって市長が言っているわけですよ。これ合意になるんですか。

笹木慶之委員　そういう意見が出て、市長が出したのなら市長はそのように理解されたんでしょうね。それはそれなりの評価をせざるを得ません。

下瀬俊夫委員　さっき年間100人集まる行事はないという報告が実際にあったわけでしょ。それはどうするわけ。200人集まったらいいなとか、200人集まった会場を造ってくれとかって要求があったら分かりましたとなって、それ市民の合意になるんですか。

岡山明委員　200人の会議室があると。その代わり200人の会議室、二つ、三つに分ける仕切りがあるんじゃないですか。それと同時に200名という数字が出た数字自体が、例えば避難所にした場合、小学校と中学校があります。小中学校のほうにも避難するけど、小中学校は早期開校じゃないんですけど、そういう意味で公民館のほうにそういう人たちを在住できるようにしていると、そういう部分も話の中に出てきたんじゃないですか。

下瀬俊夫委員　何年に1回避難するんですか。そのためにわざわざ200人の会場造るんかね。

岡山明委員　市長のほうから受け入れたということは市民の人たちがそれだけ必要性があるんだということで200、それを例えば三つとかに日頃は分けるという運用をするという形で、使い勝手としてはあるという意味で分けた場合は80人とか70人、50人の部屋として使えると、そういうことで市長がオーケーを出したんじゃないかと私は思うんですけどね。

下瀬俊夫委員　あなたの意見を聞いているんじゃない。あなたがどういう設計思想を持とうが関係ない。それを市民の合意だと言っているわけだから、それについて議論しているわけだから。

岡山明委員　合意と言われる。では選挙とかになると今5割ぐらいの投票率、5割は行ってない方が現実問題いる。そういう状況の中で5割の方で結局当落を決めてしまうと。これが一つの合意という形が取られるんじゃないですか。

下瀬俊夫委員 意見交換会というのは、皆さん来てくださいと行政が呼び掛けて開かれるわけですよ。主催者は行政ですよ。市民じゃないんです。そうすると参加する自由もあるんだけど、参加しない自由もあるわけですよ。参加しない人たちは発言権がないんですか。そこに参加しなかったので、あなたにはもうこの問題について発言する権利はありませんよと、こういうことなんですか。

岡山明委員 さっき話したのは選挙の話で、投票するかしないかと。投票しない場合にはそれだけの権利を放棄したという形になるんじゃないですか。選挙ってそういうものじゃないんですか。私は例えの話をしただけで、そういう話と思いますけど。

下瀬俊夫委員 岡山委員の考え方でいけば、参加しなかった者はこの埴生の複合施設の内容については意見を放棄したということなんですね。

岡山明委員 放棄という言葉は悪かったんですけど、やっぱり事情がいろいろありますので、事情がある状況の中で参加されなかったと。とすれば埴生の複合施設の話の場合も事情があると。その事情がどういう事情かは分からないんですが、そういう方々もいる。個人それぞれ事情がある中で市民懇談会に参加してない方がいる、これも事実じゃないかなと思います。

下瀬俊夫委員 埴生地区は五千数百人いるわけよね。集まってくる人は200人ってないかね。1割にも満たないわけですよ。こんな選挙ってないよね、普通。そうすると圧倒的多数の人が放棄した。発言権はないということになるんですね。

岡山明委員 1割の方がいる。選挙とちょっと状況的に違う、そういう状況の中で200人、300人の合意の下で、市長を交えて懇談会をやっているという状況の中で、ある程度代表じゃないですけど、参加していることの意義はあると思いますけどね。

下瀬俊夫委員 意見交換会というのは、その程度のもんなんですよ。参加した人がすればいいわけ。そういう場なんですよ。厚狭地区でやったワークショップと違うんです、全然。根本的に違うんです。厚狭地区の場合は、一定の権限を与えて、その中で議論しているわけですよ。いわゆる政策形成で、これを市民の意見としてどう反映させるかという手法として意

見交換会という手法がよかったのかどうなのか。そこまで問題がいつてしまうわけですよ、それを正当化してしまうと。

岡山明委員 では、厚狭複合施設で、代表者を交えてのワークショップじゃないんですけど、そういうメンバーで厚狭の複合施設ができた状況の中で、これが完璧に近かったのかどうかと話を聞くとそうでもない。そういう状況になると埴生とそんなに大差ないんじゃないかと思うんです。

下瀬俊夫委員 それは全く違うんです。厚狭地区の皆さんが出された意見は基本的に実行しますという約束をしたんです、最初に。それで皆が一生懸命になって議論したんですよ。ところが議論した結果、あまり聞いてもらなかったってことで皆ショックを受けているんです。それが同じだってどういう意味ですか。

岡山明委員 聞いてもらえなかったと下瀬委員からありました。そういう状況の中で今埴生の住民の方々も聞いてもらえなかったと、今それと同じことを言われているんじゃないんですか。300人であれば聞いてもらえなかった。聞いてもらうって代表でも何でもないんだから、その意見はおかしいと。300人で合意というのもおかしいと、そういう趣旨の考え方になるんじゃないですか。

笹木慶之委員 この図面を見たら、パーテーションで三つに区切れていますよ。いろんな会議がある中でパーテーションで区切って使う、厚狭の複合施設の2階方式だろうと思いますがね。いるときには広げて使うが、いないときにはコンパクトにまとめて使うというね。

下瀬俊夫委員 それは後付けの理由なんですよ。最初200人というのは、要求があったんです。200人集まる可能性があるから200の部屋を造ってくれと。250か。そういう話なんですよ。分けて使うというのはあとからの設計の話。

笹木慶之委員 だからそういうことで補っていくからいいんじゃないですか。

伊藤實委員長 今の件で、さっきの執行部の説明では100人以上がないという話だったわけよね。備品なんかも使わないのにずっと要るわけですよ。市民から議会報告会等で説明したときにいろんな意見が出るとおもいますよ。

小野泰副委員長 この件については、執行部が実績で言われたので、それはそうだろうと思います。ただ、そうは言っても一定の人数とプラスアルファ、許容というのがありますので、それを踏まえてどの程度がいいかということはこの委員会の中でもやっておく必要があるんじゃないかなど。このままというのはいね。

伊藤實委員長 200人規模という中でさっきの執行部の答弁では100人以上使ったことは1回もないということになると全部狂ってくるわけ。

矢田松夫委員 最初からパーテーション二つでいいじゃないか。三つも仕切りを作ることないじゃないか、それだけお金が要るんだから。ただそういうことなんです、さっきの笹木委員の言うことは。岡山委員、三つを二つにしたら100人ぐらい使えるんですよ。パーテーション三つで造って、それほど収容人員を考えなくても、100人が去年1回もなかったのなら、三つで仕切って250だから、最初から250入る想定をして三つに仕切ることない。初めから二つでもいいんじゃないかと思うんですよ。それはもういいです。誰も皆分かることだからね。民意の関係だけど、僕は意見交換会に14回のうち13回行ったけど、意見交換会の中身がどうだというのではなくて、議員として合意があったのか、なかったのかというのは意見交換会の場で調査するのではなくて、議員とは地元に入って、そういう意見を聞くのが議員の仕事だと思うんですよ。基本的には、そこが一番大事と思うんですよ。意見交換会の中身は確かに合意はなかった、全体の合意ではなかったです。一部の人間だけなんです。だけど議員として何をしてきたのかというのが一番大事なんです。その結果、私はこれは全体の総意ではなかったと結論付けたんですよ。これは絶対間違いなんです。もう一つ言います。市長が某地区から一人まじめに来られたと、そこは90世帯あるんですよ。たった一人なんです。本当は行政がそこに行って、公会堂か自治会館に行って、行政が話を聞かないといけないんです。しかし、行政が言うのは来ない者が悪い。あれほど周知したじゃないか、来てくださいとお願いした。来ない者が悪いと、こういう言い方なんです。それは行政がやることなのか、それを議員側が許せるのかどうかなんです。今回、埴生地区の問題で議員にも執行部にも掛けられた問題がたくさんあると思うんです。ですから、ほかの地域と違った議論の仕方をしないと、これをうやむやに闇の中に葬って全員が賛成すれば、大きな宿題を残してしまうというのが今回の問題です。ですから、もう少し議論して考えてほしいということで

す。岡山委員どうですか。

岡山明委員 私の考えは、矢田委員の言われたとおり、やはり現場に議員として出る必要が当然あると思います。そういう状況の中で私も市民懇談会に5回行って、最初に行ったときは賛成者がすごく多いという状況の中で、次2回、3回行くと今度は地区によって違いがある。そういう状況の中で市長が14回継続した状況で、総意じゃないんでしょうけど、合意に近いような形で市長が判断した。私は埴生の地域の中で皆さんの意見を聞いて、5回の市民懇談会しか参加していないんですけど、そういう状況の中で埴生の住民の方々が市長を交えて複合施設をここに持ってきましたと、それが一つの形として出たんじゃないか。逆に今後それを早くやらないと市民の意見がまた割れる。今ある程度まとまった状況の中で、それが継続する状況の中で複合施設を造ってほしい。早くしないと、せき立てるようで申し訳ないけど、複合施設の今がチャンスじゃないか。最高の形は厳しい状況でしょうけど、やはり最優先に近い形で今の市長が進めた方向性のある程度の合意という捉え方で進めていただきたいと思うんです。

矢田松夫委員 市長が一番の決断をしたのは住民の声なんです。恐ろしいという、これで決断されたんです。しかし、それについては二重構造なんですよ。いつも言うでしょ、市民病院とか給食センターとか焼野海岸とか言うけど、全部二重なんですよ。二つ目はやはり今の中学校の所は非常に違和感がある、問題である。狭いと言いながら、さっき市長が決めたと言うけど、市長自身も迷っておられるんです。市長自身も自分の結論が二つあるんですよ。それはどう思われますか。

岡山明委員 恐怖感という部分で、この恐怖感に関してはやっぱり払拭できない。それは埴生の住民として一番基礎の部分じゃないかな。それと小野田の人に埴生の複合施設の話をする余りよく分からない。そういう状況の中で給食センターとか病院が海拔ゼロメートルに近い所にできている。そういう状況が埴生の住民の方々からすると説得力がない。そういう部分で埴生の住民の方々は直接目の前にある複合施設がどの位置にできるか。これが私は最重要課題だと思っているんですよ。あそこに児童クラブも一緒に併設されます。例えば位置を低いところに持っていくと、あそこに児童クラブを一緒に造るようなことになる、そこに小学校がある、児童クラブがあるという状況になると親が何かあったときに、例えば地震があったときに親が児童クラブに走る可能性が私はなきにしも

あらずで、そういう意味で優先ではないんですけど、高台に。

矢田松夫委員 だからそれは何回も言うでしょ。危ない所に行く人はいないよと。親がそこに連れて行くかね。南海トラフでも4時間前に分かる。高潮なら台風の直撃。さっきも言ったでしょ。事前に全部分かるのに、後付けでそういう意見を言ってはいけませんよ。

岡山明委員 私はやはりそういう恐怖感は拭えていない。これは埴生の人、住民の心にあるなど、それだけは痛感しました。

下瀬俊夫委員 恐怖感を言うんだったら、なぜ公共施設ばかり言うわけ。自分たちの家はどうなんですか。それをまず守ってくれというのが筋なんじゃないですか、行政に対して。

岡山明委員 私もそう思います。けれど今回の問題は埴生の複合施設の問題です。家のことは誰も言っていません。複合施設の話をしているんですよ。そこで家の話を持ってくるのは、それは別問題でしょ。今回は複合施設の話ですよ。

下瀬俊夫委員 津波対策の基本は何かというと自分の家と財産、生命と財産ですよ。それを抜きにして何で公共施設ばかり問題にするわけ。そこが物すごい違和感がある。自分たちの家はどうなってもいいんですか。そこをまず何とかしてくれというのが筋じゃないんですか、普通は。行政に対してよ。

岡山明委員 ですから、今言ったように私は家の話をしていない。埴生の複合施設の話をしているんです。

下瀬俊夫委員 それがおかしい。笹木委員、ステージがあって、大体240の部屋になっているんです。一番左が105、真ん中が75、一番右側が60です。その右側にもう一つ会議室があるんです。これが36ですよ。四つも作らなくてはいけないという話になるわけね。誰が利用するのに。元々計画そのものがおかしいから、いくら仕切ってもこんなに利用したりしないですよ。一番左側の100が年間埋まらないわけですよ。

笹木慶之委員 普通会議があるときにはコの字に並べたり、いろいろするじゃ

ないですか。それで、私は埴生の今の公民館2階で何回も会議をしました。当時何人入っていたか分かりませんが、机を並べて、おおむねいっぱいでしたよ。例えば自治会長集会をやったり、いろいろなことをやりましたが、全部並べて何人収容だったかっていうのはちょっと気になる。

伊藤實委員長 その件については、100人以上の実績はゼロっていうこと。

笹木慶之委員 埴生の皆さんがどういう使い方をするか細かくは分かりませんが、パーテーションで区切って使うということでそういう会議がなされるのならば、やっぱり必要と思われたから要望されたんじゃないですか。意味なく要望していないと思いますよ。それはきちんともう1回調べてみる必要があるんじゃないかなと思いますね。執行部がこの案を作ったことに対して、どういう根拠でこうなったのか。

河野朋子委員 この政治手法について、少し今までとやり方が違うっていうことで、埴生の問題については、意見交換会は声を聞くっていう場であって、意思決定機関じゃないにも関わらず、そこで意思決定をしたっていうことに対して、3月議会もそうでしたけど、疑問点が結構上がっていたし、人数の収容の件についても、意見交換会を傍聴していましたので分かったんですけど、やっぱり参加者から今の100ちょっとじゃ足りないから、200ぐらいにしてほしいという意見があったときに、執行部側が分かりましたっていうことで、それを意見を受け入れて、すぐにそういうように修正されたり、駐車場についても100台以上っていうような声があって、それはそうしますっていうように即座に市長が答えられて、その場合には埴生小中学校の教員の駐車場がもう使えなくて、青年の家まで移動してもらうっていう、そういった具体的なところまで、即座にその場で答えられて、私は意見交換会の場だったら、ある程度意見を聞いて持ち帰って、執行部の中でまたしっかり協議して議論してっていうようなことをしないと、あの場ですぐに決めたり、その場で多数決を取るようなやり方が今回いろいろ問題が生じた原因じゃないかなと思っているので、その辺の合意の持って行き方というか、今回総意としてやはり意見が真っ二つに分かれたっていうことが明らかになったわけです。市民懇談会5か所参加してみて、岡山委員も言われたように、意見は二つに分かれているし、それを今何とか一つだからと言って執行部の説明はあれが合意です、だからこれしますっていうことの繰り返しがちょっと余りにもひどいなっていうのを感じました。問題があって、議会がこういった修正可決したことに対して、先ほどから聞いていると、

何か執行部がそれをちゃんと受け止めて、真摯にいろいろ検討してないんじゃないかなっていうのがすごく不満で、それは何かもうあの場所ありきで、何とかあの場所に持っていきたいがために、あの場所にいろんな理由付けして、そしてそれ以外の場所ができない理由をどんどん上げられるんだけど、本当に何とかあの場所以外でより良い場所を探してやろうっていう意気込みというか、ほかの場所を探してでもやろうという姿勢が足りないことに対してすごく不満があるのと、3月議会の決定というのはすごく重いし、賛否も分かれたぐらいにすごく大事な問題であったにも関わらず、何かこの間、余り積極的に動いていないっていう感じで、そろそろタイムリミットだから出そうかなっていうことが見えて、残念な感じがしています。皆さんはどうでしょうか。

松尾数則委員 意見交換会にほとんど出てるんですが、10回ぐらいまでは基本的には小中一貫校辺りでがちゃがちゃして、この施設の整備事業については、ほとんど話されていないといったのが実感なんです。植生の将来像等を考えて話したんですが、それはなかったような気がします。本当はそこが一番大事なところじゃないかと思っているんですよ。

伊藤實委員長 それではいろいろと論点があったと思うんですが、合併特例債についてですが、今回の提案理由では、「もう時間がない、間に合わない、活用する」と。この合併特例債について、議論を深めたいと思います。何かありますか。

笹木慶之委員 同じことを繰り返しても仕方がないので、先ほど言ったとおりです。したがって、計画行政を進めるならば、行政目的、行政効果、そして市民の負担、そういったものも含めながら、やっぱり優先度の高いものから、有利な財源を持って対応していくというのが通例の考え方です。それを前提で議会は認めてきているわけです。ですから、計画行政を推進していくという考え方の中で、執行部がきたわけですから、それを前提に進めていくべきであろうと思います。

下瀬俊夫委員 執行側の人間だったらそういう話が出てきても納得できるんだろうと思うんですよ。だけど、今の山陽小野田市は、この計画行政そのものが完全に崩れてきている。第一、理科大の100億円でも完全に崩れたんですよ。こんなものなかったわけだから。そういう点では、なぜ今、計画行政みたいなことを出てくるのかよく分からない、前提が崩れているわけだから。問題は議会としてどう対応するかっていう話でしょ。

例えばさっきから出ている200という思想はいいのかどうなのか含めて、提案されたものは基本的に全部飲まなければいけないっていうんだったら、議会は要らないわけです。そういう点では、議会というのはいろんな住民の意見を踏まえて、議論をしているわけだから、いろんな意見があってもいいし、どこで一致できるかっていうのもあるわけですよ。だから、提案されたものはみんな議会がオッケーしなきゃいけないということで、そこに留まるんだったら、こんな議論しても余り意味がないと思うんですけどね。

笹木慶之委員 私はそういう意味合いで言っているわけではありません。決して執行部の立場で言っているわけではなくて、計画行政は、今、行政が求められている一番大きな手法です。これはやっぱり議会もそのことを認識していかないと、やっぱり財政的に苦しいところに行くと思いますよ。だから、やはり事業の選択もさることながら、財源の選択もしながら、計画的に進んでいくということ。ただ、ときには災害的なものとか、のっぴきならないような状態が出てくるときがありますが、それでさえしっかりとした財政の裏付けをしていかないと、やはりゴーというサインは出せないと思います。だから、私が言っているのはそれを含めての話ですから、いわんや長年の計画にのっている、財源含めてのっているわけですから、その事業の合併特例債の使用ということについて今言われたので、言っているんですが、それはやはり利用すべき、重要だと思います。

伊藤實委員長 今回の件ですが、先ほど私も執行部に質問しました。笹木委員に問いますが、実際に合併特例債が使えないわけではないわけですよ。要は今までの執行部の説明は、合併特例債を使うのは当然増収で使おうと思ったんだけど、実際にはほかの東京理科大なり、給食センターなり、それは使えるわけだから、実際には市全体としての損失というかその辺の不利益をこうむるということは関係ないと思うんですよ。影響はないわけですよ。その辺をどのように認識されていますか。執行部の説明は特例債が使えませんよと。使えないんじゃないわけですよ、ほかに回せば使えるわけだから。そこをちゃんと市民に説明しないと。今回これが通らないと有利な特例債は使えないで、3億6,800万円の損失になるというような説明をするからおかしいわけですよ。実際はそうじゃないんですよ。だから、そこをちゃんと議員が理解してもらわないと進まないんですよ。

笹木慶之委員 裕福な財政状況の中で物事を考えるのであれば、それは右が左になろうが、左が右になろうが大した問題ではないかもしれません。ところが、限られた財源の中で多額な投資、インフラ整備をしようと思うとやっぱりそのメニューを整理しながら、財源の手当てをしていて、満遍なく事業を進めるということに着目するのは当然だと思います、それに基づいて今進行してきているわけですから。我々はその手前の事業にしても一応財政計画が成り立って事業を認めてきているわけです、財源の裏打ちがされているから。されていなかったらできないと思いますよ。それをある段階まで進んできて、最後の最後になってこっちが使えないならこっちを使えばいいじゃないかというような、ただそのことだけで物事を進めるべきではないと。ただ、どうしてもその方法しかとれなかったら、確かにその手法もとれなくはない。これは原課の説明がそうだったと思いますが、やってやれないことはないけれども、この事業は充当率95%といいながら、例えば70%しか充当率をもっていけないで、そして70%をフィードバックするという形で財源の手当てをしていくという、事業のバランスをとってやっているわけですからね。だから、あなたが言われたように、最後の最後の手法は並べ替えでやれないこともないかもしれない。しかし、そうすると一般財源、プラス一般単独起債ということになれば、着工が遅れる可能性がある。

下瀬俊夫委員 僕はどうしても笹木委員の話が執行側の話、執行部がそこに座っているような気がするんだけど、結局、市民病院とか給食センターについても、それまでの議論だったら今みたいな話も出てくるんですよ。あのゼロメートル地帯に何で建てるのかと言ったら、金がないから、土地代が要らないからだというのが一つあった。もう一つは、開発公社の土地が余っている不良資産だから、あの土地を利用して今の給食センターを造るんだと。これがずっと議論だった。いわゆる何とか金を締めよう締めようという意図があったわけですよ。ところが理科大に100億という話はそれまでなかったわけですよ。それで基本的に今の財政倫理が崩れたと思っています。100億ですよ。これが1億、2億だったらまだ分からないことはない。100億の金をポンと出そうという話になったわけですよ。もう一つ、レノファでもそうですよ。1億2,000万円、財政計画にもないんですよ。僕はそういう点では100億以降、基本的に財政倫理が崩れてしまっている。何があっても驚かない。だったら今回の問題だって、議会側がきちんと議論して、具体的な問題を議論していけばいいじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

笹木慶之委員 レノファの件について申し上げます。レノファの件で私が賛成した理由は二つあります。まず、一つは、議会としてまちづくりの提言書の中にレノファを掲げていたということ。それから当初、議員連盟という形でレノファを応援していこうということでした。ただ、その当時、今回のようなケースが出てくるとは想定はしておりませんでした。それはそれとして。それと県との協議の中で、もともと今の県営サッカー場があるということと県の施設を一部使うということ。それから県の指示との関係の問題等々を含めて考えたときに、これは致し方ないかなという話をしました。

下瀬俊夫委員 基本的に財政計画があろうがなかろうが、あなたが納得すればいいわけでしょ。

笹木慶之委員 ベースの話をしているわけよ。けども、時々やはりイレギュラーなことはありますよ。それはそれとして単独で判断をしながら、しかし、財政サイドはそれをまた財政計画にフィードバックさせていくじゃないですか。新しい財政計画に盛り込んでいると思いますよ。だから、それを見た中で判断をしていったということです。

河野朋子委員 計画行政ということでさっきいろいろと言われたときに、今のことを聞くとちょっと説得力がないし、計画行政を重視して考えなくてはいけないと言われたけど、そうじゃない場合、イレギュラーな場合もあるということを見ると今回の場合はどうなのかということをもう1回、皆で考える必要があるんだなということを改めて感じました。

伊藤實委員長 ほかに、合併特例債に関すること。

矢田松夫委員 結局、私もさっき執行部に言ったんですけれど、古いから建てるというのが第一原則で、二つ目に有利な財源を使うのは分かります。しかしながら、今回の場合は合併特例債を使わなければというのが先にきているんですね。それで、市民と議会の間はこの問題を持ち込んで対立を作っているのは明らかなんですね。非常にこれは問題なんですね。もし使えないようになったらどうするのかと。議員は何をするのかと。誰が責任を取るのかと。結論はそこまできていますね。ですから、第一に議員の中で合併特例債の前に埴生地区の公共施設については古いから建て替えると、こういうことをまず意思統一するということだと思います。

伊藤實委員長 はい、ほかに。合併特例債の関係。いいですか。それではほかに何か。

下瀬俊夫委員 交流拠点ということで、青年の家の活用の問題を埴生地区の今後の発展にとって避けて通れない問題だと思うんですが、これはまず一致できるかどうか。それで、ああいう変な理由を付けて青年の家から撤退をすることになってしまうと、青年の家の将来構想がほとんどできなくなるんですよ。確かにあそこの入り口のゲートは撤去するとか、いろいろ言っています。将来的にスポーツ施設を残すみたいなことを言っていますが、それだけなんですよね。そういう理由を付けたために将来的にあそこの利用計画そのものが、物すごく難しくなったと思うんです。だから僕は本当に、あそこの青年の家の活用について、明確な方策というかね方向性をきちんと持っていかなければいけない。でないと、基本的に埴生地区の発展性は余り生まれてこないと思うんですが、そこら辺のことで、もし意見がいただければ。

伊藤實委員長 それでは今の件について、御意見ありますか。

笹木慶之委員 私が認識している埴生のまちづくりの将来性については、マスタープランに掲げてあるとおりでと思います。いわゆる地域内の交流拠点とそれから外から招いて一緒に交流するという場所、2か所を今想定されています。ですから、後者の問題については、今までの経緯を踏まえて、いわゆる埴生地区外からの人たちが多く交わって、あそこでそういう交流の場。で、中は中として別の場所でやるんだという二つの手法を持ってやるという、まちづくりの計画になっていますので、私はその方向の中で、現状は認識すべきであろうかと思います。

下瀬俊夫委員 僕はそんなことを言っているんじゃないんですよ。その方向性はいいんですよ。問題は青年の家は危ないから、あそこには造らないんだという言い方をしたわけでしょ。それが理由になるわけですよ。そんな理由は言うてはいけないわけですけど、そんなことを理由にしてあそこから撤退したわけですよ。そうすると青年の家は何もできなくなるんですよ、将来的に。そこを言っているわけ。そんなことを言うてはいけないんじゃないかと言っているわけよ。

笹木慶之委員 私が言ったわけじゃありませんからね、あそこの運動広場に実

は私が付けたんだけど、ソフトボール用の夜間照明、あれは日動振の交付金で付けました。それから体育館の関係、体育館なかなか管理がうまくいっていませんが、聞いてみると、ほとんど市外の方が使っていると聞いている。それからテニスコート、今管理がよいのですが、テニスコートはやっぱり管理してもらわないといけないようになる。ということで、スポーツあるいはレクリエーション、レジャー関係なら、天気の悪いときには使わないわけで、それから、その状況によって使用するしないということがはっきりしますので、そういう施設なら何ら問題がないんじゃないかなと、多分執行部もそういう方向で考えているんじゃないかなと思いますかね。

矢田松夫委員 当初、青年の家に3点セットで計画していたんですが、3点セットというのは、公共施設と憩いと遊び。で、公共施設だけが危険な理由だけでよそに持っていったということですね。危険なというのは、津波、高潮等が来ると。ただ、これだけなんですよね。そうしたら、例えば花の海のお客が1,000人あるいは従業員が200人あるいは憩いとか遊びに来ている人等、市民の人を含めると、その人たちはどうなのかということを見ると、二重構造のやり方に非常に問題があるというのが1点です。それから、二つ目に埴生の今の中学校のところは、公共施設と学校との連携というのは確かにいいんですが、大きな欠点、敷地の狭さというのがあるって、それ以上のまちづくりができないということであり、基本的には青年の家の広大な敷地を利用した埴生の将来のまちづくりは、そこが一番いい、適切ではないかと思うんですが、それは私の意見としてであります。

伊藤實委員長 もう1点、2点論点があるんですが、25分まで休憩に入ります。

午後3時17分休憩

午後3時25分再開

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。それでは、次の論点としては、執行部の説明の中で、修正案を出した後、市長から代替地等の意見もあったわけですが、青年の家、そして今の埴生支所、埴生公民館がある現地も含めての検討ということでしたが、そのような資料等は提出をされていません。この現地をまず検討するという部分が

すごく大事なところだと思いますが、その辺についての委員の意見を聞いていきたいと思いますので、その辺について、今回執行部の示した検討材料はなかったわけですが、そのことも含めてお願いします。

河野朋子委員　そもそも現在地というのは最初に考えますよね、普通建替えのときに。現在地は、何年か前、初めの時点で選択肢から外されたと理解しています。合併特例債が使えないとかいう理由も当初はあったり、後でいろいろ調べると児童クラブを付けねばということもあって、その辺りから早い時点で最初のスタートラインに乗ってなくて、後から私たち総務でも現地を見に行ったりとか、いろいろした中で現在地の隣に民有地があったということもあって、ここを買ったらどうなのかとか、その前の家を広くすればというようなことが少しずつ出てきて、委員会の最後の自由討議の中でもそういった意見が出たってということで、ある程度それを受けて、執行部側がどこまで検討したのかということのをさっき聞いたところ、どうもきちんと検討していないな、最初からここは無理、難しいというのが頭にあって、埴生中ありきだから除外していくためのものであったような気がして、もう少ししっかり検討しても良かったんじゃないかと思うんですけど、その辺りが物足りなさというか、余り真剣にやっていないのかなという感覚をさっきの答弁では感じました。もうちょっとしっかりやってほしいと思います。

伊藤實委員長　河野委員が言われるように、市民懇談会でも意見がありました。埴生の中心というわけではないんですが、今の支所の前には郵便局、そして東側には農協、そして西側には山口銀行というように、それにスーパー等もありますので、その関係で言うと、寄り付きやすいということは言えると考えます。そうした中で、現地についてもどうなのか検討し、いろんなシミュレーションした中の数字的根拠、そのようなことをやはり検討した中の資料が出てこなかったというのが、すごく残念ですよ。やはりそういう数字を示された中で結果的にこうなんだということが示されるとまた変わってくると思いますし、今、議論になっている埴生中の所に複合施設を造るということで駐車場の問題、そして児童、生徒の安全性の問題とそこに造らなくて、複合施設を現在地の所に造るということにすれば、また違った議論にもなるかと思います。そのようなシミュレーションなり、検討したという資料が出されていないというところが問題になるのではないかと思います。そのことについて議論を深めたいと思います。

下瀬俊夫委員 意見交換会に出席しなかった地域の皆さんの市民懇談会をやっ
て、その中でなぜ意見交換会に出ないのかっていう議論が聞かれたわけ
ですね。それはそれなりに、市民の皆さんの間には理由があったと思う
んです。理由があれば参加しない人だって出てくる、それが意見交換
会だろうと思うんです。だから、意見交換会に出てきた人だけの意見で
意見集約しても、地域の市民合意には至らないって思うんですよね。そ
ういう点では、執行側が今回の予算の修正を受けて、もう一歩進んで市
民の間の調整役がなぜできなかったんだろうかということが、非常に不
思議に思うわけですね。現在地で建替えという問題が本当にどうなのか、
いわゆる市民の合意という点では、もっと近づきやすくなる、そういう
条件があるのではないかなんかと思っているんですよ。これを執行側が努力
したということが全く見えない。これが大きな問題だろうと思うんです
ね。だから少なくとも、この委員会が市民合意という問題を本当に真剣
に考えるのであれば、そういうところまで踏み込んだ議論が必要ではな
いかと思います。

矢田松夫委員 重複になるかもしれませんが、まず執行部が建設候補地を
1か所に絞って、最初から最後までそこに固執したというのが非常に合
点がいけないというところ。例えば山陽消防署でも3か所の候補地
を探して、その中で執行部が住民なり議会にどこがいいですかという問
い掛けをして、その中で議会が調査する中で、FDKの社宅跡がいいん
じゃないかということで、3か所の中で1か所を最後に絞った結果とし
て地域住民が幸せになったということを見ると、執行部も最初から1か
所に絞るのではなくて、ある程度、埴生の地域の中を自分たちがいろい
ろ検討した結果を議会なり市民に示すべきではなかったのかと思います。

笹木慶之委員 総務委員会でそのことに触れたんですが、今日説明がありまし
たよね。ところが口答でよく分からない部分があって、今の埴生支所の
所でなぜいけないのかというところをきちんと資料出してもらったらど
うですか。

伊藤實委員長 午前中、検討した資料を求めたけど、結果的には市長の判断と
いうことだけです。

笹木慶之委員 出てない。そうですか。

伊藤實委員長 今、この件についても敷地が狭いというようなことがありまし

たが、先ほどからの議論の200人の会議室、実際には100人以上使ったことがないということになれば、やはりその辺の面積等も少し縮小というか、そうなれば現在地についてもスペース的に入るのか。同時に駐車場についてもどのようにすればある程度の台数が確保できるのか。それと同時にあそこは出入口がすごく分かりにくくて狭いのは事実ですよ。今、埴生中の前についても何かあたかも用地交渉ができていたみたいな話ですよ。そういう部分も含めて現地について交渉したけどだめ、そういう部分が見えてこないのがすごく残念でならないわけですよ。さっきから言いますように、全委員が埴生の複合施設については早急にしないといけないというところの認識は一致しているわけですから、そうした中で有効な財源である合併特例債も更に活用しながら、というところもあります。今回もめている児童、生徒の安全性等も含めて、分離することによって、また手法も変わってくると思います、本当に将来に大きく左右する問題ですから。位置についてもわずか何十メートルの話だと思います。100m直線であるかどうかなので、現地ということになれば今まで埴生地区の中心として埴生支所、埴生公民館があったわけですから、その辺についてもっと執行部がその辺の検討資料を提出すべきではないかとは考えていますけど、そのことについてありますか。

中村博行委員 位置の問題ですけども、現在上程されている場所は3月でもいろいろごたごたとありました。青年の家に仮に決めたら今度は賛成している方がまず反対に回りますから、いずれにしても駄目だと思うんですよ。そうしますと今言われている現在地が明確に駄目なんだというのがどうしてもいるのではないかという気がしています。ただ、私が受けた感じではもう比較するに足らないという感じで比較していないような感じがするんですね。客観的に見て確かに進入路も狭いし、民家もある、消防もある。そして、駐車場、当初市民の要望では100台というようなことも言われていた。その駐車場等も確かに狭いかもしれない。そういったものが具体的にそこでは駄目なんだというものを示していただければ、また形は変わってくると思うんですよ。ただ、客観的に私もあそこは駄目なんじゃないかという思いがあるだけで、明確なものがないので、そういった説明がしっかりとできるものが今からでも用意してもらえるのか、そうでなければどうするのかというのもあると思うんですよ。

伊藤實委員長 その件については、午前中執行部へ資料を求めましたが、結果的に提出されたのはこの文書だけです。実際にその民地を購入したり、

こうこうこうしたらというのが全く初めから検討していないこと自体が問題あるのではないかと思うんですよね。

笹木慶之委員 だから現在機能しているわけです。ただ、機能しながらも非常に不便性を感じながら機能しているという実態が実はあるわけです。それで入り口の問題であるとか、全体の面積の問題であるとか、そういった問題を本当にクリアーできるのかどうなのか。本当にどこまで検討してどうなのかということを、やっぱり書面できちんと出して、もっと丁寧に説明をしてもらわないと。そこに道が開けるということであればまた違った問題が出てくる。だけど、できない話をやれやれと言ったって問題がある。だから、これを是非してもらいたいので、執行部を呼んでもう一回指示をしたほうがいいと思いますけどね。

伊藤實委員長 執行部を再度呼んで今の件についてということですが、先ほどから言いますように午前中その資料ということでしたが、残念ながら出ていない。やっぱりそこと思いますよ。当初から執行部は青年の家という理由の中にあっただと思うんですよね。本来であれば現在地ならどうなのかをまず検討した中で青年の家なり埴生中の所というのが筋道だと思うんですが、それを初めから全然説明できない状況でいくからこのような結果になっているわけですから、ここはすごく大事なところだと思いますので、再度執行部を呼んで、その辺について意見するということがよろしいですか。それでは、ここで休憩。

午後 3 時 4 5 分休憩

午後 4 時 4 0 分再開

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。執行部から現公民館、支所の位置の協議についての資料がようやく出てきましたので、執行部の説明を求めます。

川地総合政策部長 今、配布しているものは、5月、6月の期間に現公民館、支所の建設協議をした内容の骨子ということでまとめています。現支所、公民館ですが、建築面積は824です。うち、埴生支所が117㎡、埴生公民館が691㎡で、敷地面積は2,080㎡です。カラーA4の分がありますが、これが航空写真です。真ん中の灰色の逆L字の建物が支所、公民館です。私どもが検討しているのはその右側、埴生公民館と書いて

ありますが、ここの用地について検討しています。それから、二つの資料を出していますが、左側が現支所、公民館とそこの用地を買ったときの面積が3,400平米ぐらいになるのではないかと。元の資料に戻って、東側の用地ですけども、これが約1,200㎡あると考えており、用途地域内になっています。この用地を購入して、建設した場合ということで、私どもは内々で協議して年度区間でどのようなことになるかというスケジュール表を立てています。28年度に用地測量、鑑定評価、用地購入等が適正に行われた場合ということで仮定していますが、基本設計がどうしても単独の基本設計になりますので、28から29年度になってしまうと考えています。それから29年度については、この現建物の所に建てるとなると、やはり平行して建てるわけにはいきませんので、仮設事務所の設置が必要であると考えています。仮設事務所については、当然光ケーブル等の設置等が必要で、これを設置するにしても支所等が繁忙期でない8月以降になるのではないかと考えています。ただ、場所についてはいろいろ検討していますが、私どもの案ではどこに設置するという結論は出していません。それから29年度に実施設計、その前に事前の家屋調査等が必要であると考えています。これらを踏まえ、現支所、公民館の解体工事の工期的に7か月ぐらい掛かるのではないかと考えますと、仮設事務所が全部できたとしても、主棟工事については31、32になるのではないかと考えています。また、33には外構工事、消防分団車庫等を設置する必要があると思っています。それから、課題ですが、仮設事務所については、今のところ設置場所が見当たらない。厚狭地区複合施設のようにもともとの建物があればいいんですけども、なかなかそういった建物が見つけられない。ここには支所がありますので、一番遠い所は永安台です。そういった距離を考えますと、近辺で探していかなければならないんですが、なかなか見当たらないということです。それで、仮に新設した場合、仮設事務所の設置期間が約3年と考えています。このリース料が非常に難しく、例えば小中学校の建設の場合のプレハブ倉庫の設置の場合は、ある中学校を試算した場合は1年間で1億を超え、そういったことも当然考えられます。ただ私どもはもっと安い価格になるのではないかと考えますが、それでも年間やはり1,000万程度は要ると考えています。それで、運営費については、厚狭地区の仮設事務所の年間運営費を勘案して、2,000万程度掛かるのではないかと考えています。こういったところから、どうしても一般財源になりますので、この辺で経費が出てきます。それから、仮設事務所となりますと、なかなか公民館のイベント等に対応できないのではないかと考えています。また、イントラネットの整備の問題についても、整

備期間の問題とか、金額とかの問題も出てくると考えています。それから、駐車場の台数の関係です。一番後ろの図面、右側です。赤い色で42.74mというのがあると思いますが、これが現支所の横の長さです。これを仮に今の埴生中に隣接します建物、約70mですので、持ってきた場合、ぎりぎり入るといった形で、あと縦に23.9mぐらい伸ばしていくと、なかなか駐車場が取りにくいのではないかとということで、駐車場台数の不足という課題が残ると考えています。それから、消防分団車両の設置について、どうしようかと思っていますけど、常備消防の埴生出張所がありますので、そこでも対応できるのではないかと考えています。ここ埴生支所と書いていますけども、出張所で対応できるのではないかと思います。それともう1点は、進入口の基本的な解決に至ってないということです。旧国道沿いの前面に家が建っていますので、この家との関連で進入口が解決できないという課題が残っていると思っています。それから最後ですけど、スケジュールからいっても、32年度を超えてしまう可能性もありますので、特例債事業の活用は非常に困難であるということから、現公民館、支所の建設協議については、スケジュール的な問題もあって、断念したところです。

伊藤實委員長 それでは執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

矢田松夫委員 骨子の1ページ目の課題のところ、これを解決すれば現在地の建替えということで、少しはつながっていくということではないんですか。

川地総合政策部長 建てられるのは建てられるとは思いますが、ただ合併特例債を活用しての事業は、困難であると考えています。通常債を使うのであれば、慎重に検討していかざるを得ないのかなと思いますが、ただそういった財政的な余裕がないですし、計画財政をしていく上では、私どもは合併特例債事業を活用しての事業をどうしても念頭に置かざるを得ないと考えています。

矢田松夫委員 この中には当然児童クラブは入らない。合併特例債を使わないということは、児童クラブは入らないということではないんですか。

川地総合政策部長 児童クラブを入れています。現公民館と支所をそのまま建て替えるのであれば、合併特例債の活用は難しいので、本来、児童クラブは埴生小学校の校内あるいは近くでないと利便性が問われるかもしれ

ませんけども、距離的にも、全くこれが使えないわけではないということ
で計画では入れて考えています。

矢田松夫委員 それは今までの答弁でそう答えられたので分かります。進入口
の解決につながらないということですが、一度くらい進入口の周辺の人
には話をしたということはないんですか。

川地総合政策部長 私どもは現地の方々とは接触していません。

下瀬俊夫委員 この進入口の2軒について、ここを買収するような考え方はな
いんですか。

川地総合政策部長 以前家を建て替えられていますので、今の時点では買収と
いいますか、建物を購入するという計画はありません。

下瀬俊夫委員 ここを買収すれば、進入口は解決するわけ、少なくとも。それ
から、この2軒のうち右側の家は今空き家になっているよね。

川地総合政策部長 この家がどのような状態かは分かっていません。

下瀬俊夫委員 進入口の関係で言えば、埴生分団車庫の下の2軒、これが買収
できれば進入口は解決するよね。

川地総合政策部長 理論上はそうだと思います。

矢田松夫委員 合併特例事業の活用というのはさっき回答されましたね。それ
から、埴生公民館でイベントするときには臨時の駐車場に置かれていま
すよね、今までは。

川地総合政策部長 ここは工事期間中は解体とか工事とかをしますので、ここ
は使いません。仮設事務所を用意する場合でも、仮設事務所はプレハブ
倉庫ですので、大きい敷地を活用してのイベントはできないのではない
かと考えているということです。

矢田松夫委員 青年の家も検討されたんですか。

川地総合政策部長 実のところ、青年の家も一つの案として私ども考えていま

すけども、やはりどうしても事業費的なものは皆一般財源になります。合併特例債を活用したとしてもリース料ですとか、運営費は一般財源扱いになりますので、やっぱり費用対効果からいくと非常に困難であると考えています。

伊藤實委員長 現地ですというメリットは全然ないんですか。一切書いてないんだけど。

川地総合政策部長 支所については昔からの経緯があり、なるべく支所は移動させないほうがいいんじゃないかという意見が結構あります。そういった面から言えば、現地となりますと支所の場所から言えば一番いいのではないかと考えています。

伊藤實委員長 ほかには。

川地総合政策部長 特に大きいメリットは今のところ考えていません。

伊藤實委員長 今回、この位置についてはいろいろと議論があった中で、もともとは執行部は青年の家という提案だったわけよね。そこで中学校の前の隣接地を買うというところに小中連携校プラス複合施設ということで、交通の安全性うんぬんということで今議論しているわけでしょ。ということは分離することによって、児童、生徒の通学路のフェンスをすとか、駐車場を安全にすとかっていうところが基本的になくなるんじゃないですか。

江澤教育長 分離することによって、出入口の所は分離するわけですから、なくなると思うんですが、前を横切るという面では同じかもしれませんが、それはメリットかもしれません。しかし、そのメリットと同時にデメリットとして、これからの学校というのは地域連携が非常に重要です。その中で公民館というものが果たす役割は非常に大きくなっていますから、そのメリット。公民館が近くにあってそこにCSの本部とかいろんな機能が持っている可能性があるわけですが、そういった連携の力というものはそがれるというデメリットはあると思います。だから両方あるということです。

伊藤實委員長 その連携というのは、週何回程度計画されているんですか。

江澤教育長 現時点でその運営委員会とか地域連携の方たちの決定を差し置いて何回ぐらいと、またどうこうということは言えません。しかし、現在非常に進んでいます、週2回か3回ぐらいはいろんな面で学校に関わっておられると思います。

下瀬俊夫委員 学校のそばに公民館ができていて地域が自治体がどこにあるんですか、今。

江澤教育長 それは学校の中に公民館を入れるというところもあります。

和西社会教育課長 県内では柳井市の余田小学校というところが今回建て替えるんですが、その中に公民館を併設するというような案が。

下瀬俊夫委員 実際まだないわけですよ。私たちが行った田万川中学校には確かに図書館が中にあります。これはいわゆる併設なんですよ。学校図書館じゃないんです。市立図書館があるわけです。学校が休みのときにはシャッターを閉めて学校と分離しています、完全に。そういうところがあります。ただ、教育長が言われた読み聞かせうんぬんというのは、基本的に公民館がそばにあらうがなかろうが関係ないでしょ。今の厚陽小中だって読み聞かせ、地域連携室があってそこに地域から保護者が行っているわけですよ。読み聞かせのときにはちゃんと図書室の中で作業されているわけですよ。それは公民館がそばにあらうがなかろうが関係ないことでしょ。

江澤教育長 それが必須条件かというと言われるとおりです。ただ、近くにあることによって行きやすくなる。公民館クラブの人たちが学校に足を延ばして、そこで絵画、図工を一緒にするとかそういうことがしやすくなる。そういうことがあるわけです。そして文科省もそういったものの事例を挙げながら、これからの学校づくりというものはそういうものも考えてくださいと言われてますから、確かにそれがなければできないというものではありませんが、やりやすくなるという意味でメリットだと申し上げています。

伊藤實委員長 審査の途中ですが、時間延長いたします。

下瀬俊夫委員 無理矢理引っ付けた議論をしてもしょうがないですよ。今みたいな話をされるんだったら、今後全部学校のそばに建て替えるんです

かって話なんですよ。そんな議論にはならんわけだから。だから考え方として学校のそばに公民館があったほうがいいよとか何とかってそういう議論だったら、いくらでもやってください。だけど、実際そんなことにならないんですよ、今すぐ。埴生中そばに公民館を持っていくから、その理由付けとしていろいろ言われています。だけど、今言ったように必須条件として公民館がそばにないと何事も起こらないという話じゃないわけですから。

江澤教育長 言われるとおり、なかったらできないということではありません。しかし、いかにして活動を活発にするかということで、みんな努力してるんじゃないでしょうか。それぞれの地域で少しでもやりやすいように、活発になるように、そういう意味でこれはメリットの一つとして挙げられますと、そういうことが進みやすいということで、必須条件と申しているわけではありません。

河野朋子委員 複合施設が隣接するメリットというような話だったんですけど、ここに隣接することによって学校の敷地内に案1とか案2のように駐車場が進入口両サイドにこれだけ陣取っていますよね。こういったことについて教育委員会ではここにあることによってそれがどうなのか。少し離れたところに行くことによって、この駐車場というのは必要なくなりますよね。そういった観点からどのように考えているか、そのところはどうか。

江澤教育長 車が学校の敷地内にたくさん移動するということはないほうがいいわけです。それはデメリットと言えますし、いろんな人たちが近くに来て、そこに停めて降りれば、子供たちがこうしているのを見ると、非常に身近、また、学校がそういう核になるという意味ではメリットと言えるという両方あると考えています。

伊藤實委員長 仮設の事務所の件ですが、オートレース場のセンターホールじゃなくて、一番西側の場外の所を使っていないんですけど、そういうような施設等は検討したのかどうか。

川地総合政策部長 支所、公民館は交通の要所でなくてはいけません。それから、オートレース場については法律に基づいた施設ですので、そういった意味から私どもは難しいと判断したところです。

伊藤實委員長 その法律に基づいたとは、どういう法律に基づいたのか。

川地総合政策部長 小型自動車競走法です。

伊藤實委員長 それでほかには使用できないということなの。それで何省に問い合わせでどうなのか。

川地総合政策部長 問い合わせはしていません。私どもが判断したところでは。

伊藤實委員長 想像ということでもいいわけね。

川地総合政策部長 推測です。

河野朋子委員 建設費とか用地購入費とかいろんな経費の面で比較はどうなりますか。

川地総合政策部長 基本的には建設費については同じものを建てるのであれば変わりません。ただ、資材置き場とか、進入口が狭いですので、その辺から工事単価は上がってきますし、やはり狭いですので、いろいろ検討が必要かなと考えています。それと進入口が非常に気になりますので、果たして工事の方法がどのような手法を取ればいいのか気にしておりますし、左横と真後ろに全部家が近接していますので、その辺について非常に工法的に支障があるのかなと思っています。

伊藤實委員長 結局、数字的な根拠という資料はないわけね。確認だけ、そういう試算はしてないということでもいいわけでしょ。

川地総合政策部長 あくまでも仮設事務所の設置場所が見当たりませんし、これが決まれば基本的にシミュレーションできますけれども、今の段階ではそういったことが分からない以上は難しいという判断をしています。それから、このリース料の約3,000万円、3年間。これは非常に低価格と思っていますので、この3倍、4倍の可能性もあると非常に危惧している次第です。

伊藤實委員長 今の数字だけ、それ見積りをもらったわけじゃないの。これは何の根拠。

川地総合政策部長 この数字については建設物価等を加味しながら、あるいはそれ以外のインターネット等の資料を持ち込んで数字をはじいています。

伊藤實委員長 ということは、信憑性はあると理解していいわけでしょう。全然間違ったような数字ではないということでしょう。

川地総合政策部長 最低でもこのぐらいは掛かると考えています。

伊藤實委員長 ほかにありますか。なければ執行部への質疑は終了します。ここで暫時休憩に入ります。

午後 5 時 1 0 分休憩

午後 5 時 3 0 分再開

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。時間が 5 時半になりました。明後日 7 日の午前 1 0 時から討論、採決という運びで行きたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのような日程で本日の委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午後 5 時 3 1 分散会

平成 2 8 年 7 月 5 日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實